

し引いた日数へその日数が、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの

ては、法第三十八条の九第四項の規定にかかるわらず、別に労働省令で定める。

案を提出する理由である。

の財源とする場合

2 国は、前項の規定による地方債について、毎年度当該年度分の元利償還金に相当する額の地方債元利補給金を当該地方公共団体に交付

結期間が満了する日までの日数】とあるのは、「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数」とする。(審査の請求等)

2)この法律は、この法律の施行前の被保険者の休業及び離職並びに日雇労働被保険者の失業についても適用する。

本案施行に要する経費としては、本年度約二十億円の見込である。

第二条 前条第一項に規定する災害を受けた地方公共団体のうち政令で定めるものに施行する(共二十六)

第十一條 第三条第一項又は前条第一項第二号の確認に関する処分に不服のある者は、被保険者の資格の得喪の確認に関する処分に対する不服の例により、審査及び再審査の請求をし、並びに訴訟を提起

3 第三条第一項第一号の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、若しくは廃止したことにより、又は当該政令で定める地域にある道路、交通機関等が災害を受

等に関する法律案
昭和三十四年七月及び八月の土
害又は同年八月及び九月の風
害を受けた地方公共団体の起債
の特例等に関する法律

第一条 昭和三十四年七月及八月

2 法第四十条第二項の規定は前項の審査又は再審査の請求について、法第四十一条の規定は第三条第一項又は前条第一項第二号の確定に関する処分が確定した場合について適用する。
（日雇労働被保険者の待期に関する特例）

できないことにより、当該事業所に被保険者として雇用されていた者がこの法律の施行前に離職した場合において、その者がその離職前の休業について第三条第一項の確認を受けたときは、当該確認に係る受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の日額は、その離職の際に算定された失業保険金の日額とする。

第一条 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体のうち、政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合においては、昭和三十年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 地方税 使用料、手数料その他の収入金で命令で定まるもの

条の五第一項の日雇労働被保険者の
の当該災害があつた日以後における
失業に係る失業保険金について
は、災害の状況を考慮して、地域
ごとこ、昭和三十四年八月三十日

理由
昭和三十四年七月及び八月の水害

の当該災害のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

日から昭和三十五年三月三十一日
までの範囲内において政令で定め

業し、又は離職するに至つた失業保

二、当該災害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害取

る日までの間は、法第三十八条の
九第五項及び第六項の規定を適用
しない。

害を受けた地域に居住する日雇労働者について、失業保険金の支給等に関する、失業保険法の特例を定める必要がある。これが、この法律

二、当該災害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病害虫除對策、救農土木対策その他のこれらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するもの

元利補給)

第六条 第一条第一項の政令で定められた地方公共団体であつて地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に規定する財政再建団体となつてゐるもののが同法第十二条第一項の規定により

第六条 第一条第一項の政令で定められた地方公共団体であつて地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に規定する財政再建団体となつてゐるもののが同法第十二条第一項の規定により

昭和三十三年度までに発行した財

億四千万円の見込である。

（公共企業体共済組合の給付の特

2 地方公共団体は、職員で被害地

政再建債については、国は、同法第十五条の規定にかかわらず、毎年度当該財政再建債の当該年度分の利子支払額に相当する利子補給金を当該地方公共団体に交付するものとする。

(政令への委任)

第七条 第一条から第三条までの規定による地方債の利息の定率、償還の方法及び地方債元利補給金の交付の方法並びに前条の規定による利子補給金の方法その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

この法律は、公布の日から施行し、第六条の規定は、昭和三十五年度分の利子補給金から適用する。

昭和三十四年七月及び八月の水害
又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公団体に対して、財政収入の不足を補うため又は災害対策の財源とするため地方債の発行を認め、当該地方債並びに公共土木施設、公立学校施設及び農地その他の農林水産施設の小災害に係る地方債について我が元利補給を行うとともに、その発行した財政再建債の利子補給金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和三十五年度約二億四千三百万円、昭和三十六年度以降各年度約四

昭和三十四年七月及び八月の水害
又は同年八月及び九月の風水害に
より被害を受けた公務員等に対する
国家公務員共済組合等の給付の特例等に関する法律案

昭和三十四年七月及び八月の水害
又は同年八月及び九月の風水害に
により被害を受けた公務員等に対する
国家公務員共済組合等の給付の特例等に関する法律案

(国家公務員共済組合の給付の特例)

第一条 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害(以下「水害等」と総称する。)を受けた公務員が被災地域(以下「被害地域」という。)における水害等により国家公務員共済組合の組合員若しくはその扶養者が死亡した場合又は国家公務員共済組合の組合員が被害地域にあるその住居若しくは家財について水害等により損害を受けた場合については、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第七十条(弔慰金及び家族慰劵金)中「俸給の一月分」とあるのは「俸給の二月分」、「俸給の半月分」とあるのは「俸給の一月分」と、同法第七十一条(災害見舞金)中「同表に定める月数」とあるのは「同表に定める各月数にそれぞれ三月の範囲内で運営規則で定める月数を加えた月数」と読み替えて、それぞれ同法第七十条又は第七十一条の規定を適用する。

（地方公団体の支給する弔慰金及び災害見舞金）

第五十六条（災害見舞金）中「同表に定める月数」とあるのは「同表に定める各月数」にそれぞれ三月の範囲内で規約で定める月数を加えた月数」と読み替えて、それぞれ同法第五十五条又は第五十六条の規定を適用する。

（地方公団体の支給する弔慰金及び災害見舞金）

第四条 地方公団体は、当該地方公団体に使用され、かつ、当該地方公団体から給与を受ける者で次の各号に掲げる者以外のもの（以下「職員」という。）又はその被扶養者が被害地域における被害等により死亡したときは、政令で定めるところにより、職員についてはその給料（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十五条第二項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与をいう。以下同じ。）の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については職員の給料の半月分に相当する金額の弔慰金を当該職員（その者が死亡したときは、その遺族）に支給するものとする。

一 常時勤務に服しない者

二 臨時に使用される者

三 国家公務員共済組合の組合員である者

四 市町村職員共済組合の組合員である者（市町村職員共済組合法の規定のうち、保健給付、り災給付及び休業給付に関する部分の適用を受けない者を除く。）

2 地方公共団体は、職員で被害地域にあるその住居又は家財について水害等により損害を受けたもの（その者が死亡したときは、その遺族）に対し、政令で定めるところにより、その給料の金額に、市町村職員共済組合法別表第五に掲げる損害の程度に応じ二月の範囲内で条例で定める月数を乗じて得た金額に相当する額の災害見舞金を支給するものとする。

3 地方公共団体に使用される者で次の各号に掲げるものは、政令で定める者を除き、前二項の規定の適用については、職員とみなす。

一 地方公務員法第二十七条第二項（分限の基準）に規定する休職の処分を受けた者及びこれに準ずる者

二 地方公務員法第二十九条第一項（懲戒）の規定により停職の処分を受けた者

三 前二号に掲げる者を除くほか、法律又は条例で職務に専念する義務を免除された者

4 前三項に規定する職員は、第一項の死亡又は第二項の損害の起因である水害等の発生の時において職員である者に限る。

5 第一項に規定する弔慰金の支給については市町村職員共済組合法第十六条（被扶養者）、同項に規定する弔慰金及び第二項に規定する災害見舞金の支給については同法第二十一条（年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲）、第二十二条（給付を受けるべき遺族の順位）及び第二十三条第一項（同順位者）が二人以上あるときの給付の）規

第三条 市町村職員共済組合の組合員若しくはその被扶養者が被害地域における水害等により死亡した場合又は市町村職員共済組合の組合員が被害地域にあるその住居若しくは家財について水害等により損害を受けた場合については、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）第五十五条（弔慰金及び家族弔慰金）中「給料の一月分」とあるのは「給料の二月分」と、「給料の半月分」とある

額の弔慰金を当該職員（その者が死んでしたときは、その遺族）に支給するものとする。

一　常時勤務に服しない者

二　臨時に使用される者

三　国家公務員共済組合の組合員である者

四　市町村職員共済組合の組合員である者（市町村職員共済組合法の規定のうち、保健給付、り災給付及び休業給付に関する部分の適用を受けない者を除く。）

5 第一項に規定する弔慰金の支給について市町村職員共済組合法第十六条(被扶養者)、同項に規定する弔慰金及び第二項に規定する災害見舞金の支給については同法第二十一条(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)、第二十二条給付を受けるべき遺族の順位)及び第二十三条第一項(同順位者が二人以上あるときの給付の)規

定を準用する。

- 6 第一項は第二項の規定により支給された弔慰金又は災害見舞金について、所得税を課さない。

- 7 国は、第一項又は第二項に規定する弔慰金又は災害見舞金の支給に要する費用の二分の一を負担する。

(附 則)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

- (この法律の施行前に支給された弔慰金等に対する措置)

- 2 国家公務員共済組合、公共企業体共済組合若しくは市町村職員共済組合の組合員が被害地域にあるその住居又は家財について水害等により損害を受けた場合に

- つき、この法律の施行前に国家公務員共済組合法第五十二条(附加給付)又は公共企業体職員等共済組合法第三十一条の二(附加給付)の規定により支給された給付は、

それぞれ第一条又は第二条の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法第七十一条(災害見舞金)又は公共企業体職員等共済組合法第四十二条(災害見舞金)の規定による給付の内払とみなす。

理 由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた場合につき、この法律の施行前に国家公務員共済組合法第七十条(弔慰金及び家族弔慰金)若しくは第七十一条(災害見舞金)、公共企業体職員等共済組合法第四十二条(災害見舞金)及び家族弔慰金若しくは第四十三条(災害見舞金)又は市町村職員共済組合法第五十五条(弔慰金及び家族弔慰金)若しくは第五十六条(災害見舞金)の規定により支給された給付は、それぞれ第一条から第三条までの規定により読み替えられた国家公務員共済組合法第七十条若しくは第七十一条、公共企業体職員等共済組合法第四十二条若しくは第四十三条

又は市町村職員共済組合法第五十五条若しくは第五十六条の規定による給付の内払とみなす。

- (この法律の施行前に支給された附加給付に対する措置)

- 3 国家公務員共済組合又は公共企

- 業体共済組合の組合員が被害地域にあるその住居又は家財について水害等により損害を受けた場合に

- つき、この法律の施行前に国家公

- 務員共済組合法第五十二条(附加

- 給付)又は公共企業体職員等共済

- 組合法第三十一条の二(附加給付)

- の規定により支給された給付は、

- それぞれ第一条又は第二条の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法第七十一条(災害見舞金)又は公共企業体職員等共済組合法第四十二条(災害見舞金)の規定による給付の内払とみなす。

理 由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた場合につき、この法律の施行前に国家公務員共済組合法第七十条(弔慰金及び家族弔慰金)若しくは第七十一条(災害見舞金)、公共企業体職員等共済組合法第四十二条(災害見舞金)及び家族弔慰金若しくは第四十三条(災害見舞金)又は市町村職員共済組合法第五十五条(弔慰金及び家族弔慰金)若しくは第五十六条(災害見舞金)の規定により支給された給付は、それぞれ第一条から第三条までの規定により読み替えられた国家公務員共済組合法第七十条若しくは第七十一条、公共企業体職員等共済組合法第四十二条若しくは第四十三条

る。

又は同年八月及び九月の風水害によ

る病院及び診療所並びに薬局の災害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による病院及び診療所並びに薬局の災害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による病院及び診療所並びに薬局の災害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による病院及び診療所並びに薬局の災害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」という。)を受けた政令で指定する地域(以下「被害地域」という。)において水害等により被害を受けた病院及び診療所並びに薬局もつて被害地域における医療の確保に資することを目的とする。

(公的医療機関に対する国との補助)

第二条 国は、被害地域に存する公的医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関をいう。以下同じ。)の開設者に対して、その者が行う水害等により被害を受けた病院及び診療所並びに薬局の復旧に関し特別の措置を講じ、

前項の規定による貸付金の貸付けにあつては、その額は二百万円以内、その利率は年六分五厘以下、

その償還期間は据置期間経過後十年以上、その据置期間は貸付の日から起算して二年以上でなければならぬ。

国は、第一項に規定する金融機関に対して、政令で定めるところにより、同項に規定する資金の貸付に必要な資金を貸し付けることができる。

(私的医療機関及び薬局に対する資金の貸付の特例)

4 前項の規定による国に行う貸付については、國は、通常の条件より有利な条件をつけるものとする。

この法律は、公布の日から施行する。

(理 由)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害によ

る病院及び診療所並びに薬局の災害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧を促進するために、当該施設の復旧に関し、国が補助し、また當

(医療法第一條に規定する病院及び診療所のうち、國の開設するもの及び公的医療機関以外のものをいう。以下同じ。)又は薬局(薬事法(昭和二十三年法律第百九十七号)第二条第三項に規定する薬局をいう。以下同じ。)の開設者に対して、他の法令の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、その者が行う水害等により被害を受けた当該私的医療機関又は当該薬局の復旧に要する資金の貸付を行なうことができる。

本案施行に要する経費としては、一般会計約三千七百万円、財政投融資資金約十億円の見込である。

本案施行に要する経費としては、

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による病院及び診療所並びに薬局の災害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による病院及び診療所並びに薬局の災害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による病院及び診療所並びに薬局の災害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案

○五島議員 私は、日本社会党を代表しまして、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に内、その利率は年六分五厘以下、明申し上げます。

すでに御承知の通り、伊勢湾台風を受けた地域における被害は甚大をきわめ、その慘状まことに見るに忍びないものがあります。特にこの台風灾害に初めとしまして、六号、七号、十四号台風等の災害による被害は甚大をきわめ、その慘状まことに見るに忍びないものがあります。特にこの台風灾害によりまして、職を離れ、生活の方途を失ったものは相当の数に達し、緊急に就労の要を認めるものは一人をこすと推定されております。従つて、このような離職者を早急に就労させることが必要なのであります。一方で、地方公共団体の財政逼迫の状態及び当災害復旧に地方公共団体が支出する事業費の増加等を考慮いたしますとき、このことは言うべくして困難なのであります。このような現状から、離職者の早急にして、かつできるかぎり多数の就労を国庫負担によってはかることを目的として本法案を提案したのであります。

本法案の要点は次の通りであります。

第一点としましては、失業対策事業を全額国庫負担によつて実施すること

本案施行に要する経費

本年度約八千五百万円の見込であ

といたしました。従つて労務費、事務費、資材費について、その国庫負担を十割としたのであります。

第二点としましては、この全額国庫負担による失業対策事業の期間を、労働災害を受けた日から同年十月一日までの範囲において政令で定める日から、昭和三十五年九月三十日までとしたのであります。

以上二点が本法案の要点であります

が、離職者をして早急に就労させ、生活の基礎を確立させることは緊要事と考へられますので、何とぞ本案を御審議の上、御可決あらんことを願うものであります。

次に、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特別法案の提案理由を御説明申し上げます。

次に、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特別法案の提案理由を御説明申し上げます。

次に、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特別法案の提案理由を御説明申し上げます。

次に、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特別法案の提案理由を御説明申し上げます。

次に、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特別法案の提案理由を御説明申し上げます。

す。このような一時離職者に失業保険法を適用してその緊急な救済をはかることは当然のことであります。

このたびの被災の甚大さを考え、二十八年災害当時の施策より高度の施策を必要とすると考えられるものであります。このような見地に立ちまして、日本社会党は本法案を提案したのであります。

また、次に本法案の要点を御説明いたします。

第一点といたしましては、本法案におきまして、交通途絶して事業所に通勤できなくなつた場合も休業と認定したとして、交通途絶の場合の休業はいろいろの状態が考えられるのであります。道路その他の復旧事業も早急に進んでおりましたため、このようないたしまして、ただいま上程されまし

たと申します。このたびの被災の甚大さを考え、二十八年災害当時の施策より高度の施策を必要とすると考えられるものであります。このような見地に立ちまして、日本社会党は本法案を提案したのであります。

第一点といたしましては、本法案におきまして、交通途絶して事業所に通勤できなくなつた場合も休業と認定したとして、交通途絶の場合の休業はいろいろの状態が考えられるのであります。道路その他の復旧事業も早急に進んでおりましたため、このようないたしまして、ただいま上程されまし

たと申します。このたびの被災の甚大さを考え、二十八年災害当時の施策より高度の施策を必要とすると考えられるものであります。このような見地に立ちまして、日本社会党は本法案を提案したのであります。

第一点といたしましては、本法案におきまして、交通途絶して事業所に通勤できなくなつた場合も休業と認定したとして、交通途絶の場合の休業はいろいろの状態が考えられるのであります。道路その他の復旧事業も早急に進んでおりましたため、このようないたしまして、ただいま上程されまし

たと申します。このたびの被災の甚大さを考え、二十八年災害当時の施策より高度の施策を必要とすると考えられるものであります。このような見地に立ちまして、日本社会党は本法案を提案したのであります。

○南條委員長 次は、太田一夫君。

○太田議員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいまの議題となりました昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

本法案を提出いたしました理由は、

昨年来特に地方財政は窮乏し、地方公共団体においては事業の打ち切り、徵税の強化、人員整理等を行ない、財政

上の圧迫はすべて地方住民にしわ寄せされいるのが現状であります。従つて、今次災害によって被害を受けた地

方公共団体においてはなおさらのことであり、地方財政の立ち直りのためには、相当の年月を要するものと思われます。しかも災害による窮乏は、地方公共団体の責任によるものではなく、当然国の責任において適切なる措置を講すべき性質のものだと確信する次第

定の特例を設けたことであります。失業保険法におきまして待期の規定が設けられた理由は、失業の認定を厳正にするとの趣旨からであります。ところが今次の災害においては、災害によつて一時休業した者の認定は市町村においてはすでに明らかにされているところであり、待期の規定の意義は一時的に消失したものと考えられるものであります。

以上が本法案を提案する理由であります。多くの被災者が離職のうき目を見て、生活の方途を失っている現状にかんがみ、早急に救済の手を差しのべるよう、本法案のすみやかな御審議と御可決をお願いするものであります。

なつてゐるものについては、その再建

債の利子補給を全額国が行なうことには、国家公務員共済組合法によりまして、本人の場合は俸給一ヶ月分となつておりますが、二ヶ月分を、被扶養者

の場合は同じく半月分となつております。しかし御賛同下さるようお願いをいたしました。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願いをいたします。

○横山議員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合等の給付の特例等に関する法律案につきまして、その提案の理由を申し上げます。

こういう見地に立ちまして、本法案を提出したものです。すなわち、今次災害を受けた地方公共団体

が今次災害においては、灾害によって死亡し、あるいは家財を滅失した国家及び地方公務員並びに公共企

業体職員は数多くあり、まことに窮状に至つたものがござります。

これらの職員諸君は、それぞれ共済組合の組合員として、弔慰金、災害見舞金支給の制度がござりますが、今回

の災害の激甚なことに考へますとき、現行規定は少額に失する感を免れません。すでに昭和二十八年災におきましても、特例を開いて増額をいたしたの

ために、または災害対策の財源とするため、または災害の不足を補うため、地元の発行を認め、元利補給を

國が全額行なうこと。二、公立土木施設、公立学校施設の小災害にかかる地方債の元利補給を國が全額行なうこと。三、農地その他の農林水産施設の小災害の地方債のワクを、當該経費の百分の九十に相当する額まで認め、被害地域については、當該経費に相当する額まで、この元利補給を國が全額行なうこと。四、災害の被害を受けた

まず、国家公務員共済組合の組合員もしくはその被扶養者が死亡した場合

は、国家公務員共済組合法によりまして、本人の場合は俸給一ヶ月分となつておりますが、二ヶ月分を、被扶養者

の場合は同じく半月分となつております。また、住居もしくは家財についても、同法の別表によつて、三ヶ月以内において定められておりますが、二ヶ月の場合は三ヶ月の範囲内で支給いたしました。

また、住居もしくは家財については、同法の別表によつて、三ヶ月以内において改正を行ない、罹災者に支給いたしました。

地方公共団体の職員であつて、これらの組合の組合員でないものについても、弔慰金を支給することとした。

公共企業体職員共済組合、市町村職員共済組合につきましても、右と同様の趣旨において改正を行ない、罹災者

に支給いたしました。

これらの組合の組合員でないものについては、弔慰金についても、右と同様、一ヶ月または半月分を支給し、災害見舞金

については、従来の経緯並びに共済組合の精神から、二ヶ月の範囲内で支給することとした次第であります。

こうして、國はこの組合員でない職員に支給される災害見舞金並びに弔慰金につきましては、これに要する費用の二分の一を負担することとし、二十八年災と同様、地方財政の負担を軽減することとした次第であります。

なお、この法律施行前に支給された弔慰金等につきましては、本法の内払

ら、なお災害復旧に挺身いたしております国家、地方公務員、公共企業体職員諸君の活動は、災害地において明らかなるところであります。これら諸君をして後顧の憂いなく活動してもらう一助として、本法案を提案いたしました。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○南條委員長 次は瀧井義高君。

○瀧井委員 私は、日本社会党を代表して、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案の提案理由を御説明いたします。

申すまでもなく、本年七月、八月、九月の風水害による医療施設等の災害は甚大をきわめ、早急に復旧が必要とする病院は約二百五十、診療所、薬局に至つては無慮数千を数えているのであります。この事態をこのままに放置しておきますならば、被害地域の住民の医療を確保することが困難になるものと憂慮されます。従いまして、このような医療施設、薬局に対し、その風水害によつて生じた災害に必要な復旧費についての金融措置につきまして、国が一定の特別措置を講ずることができるものといたしました。

第二、私的医療機関及び薬局の災害復旧費につきましても、その資金の貸付条件を貸付額二百万円以内、利率は年六分五厘以下、その償還期間は据置

期間経過後十年以上、据置期間は貸付の日から起算して二年以上といたしました。

簡単でございますが、以上をもちらして提案理由の説明を終わることとなりました。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○南條委員長 午後は一時から開会いたします。暫時休憩いたします。

午前十時五十五分休憩

○網島委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後二時八分開議

これより、内閣提出の昭和三十四年の除塙事業の助成に関する法律案案外二件、及び日本提案理由の説明を聽取りました五件の法律案を含めまして、伊藤よし子君外十四名提出の昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案外十二件を一括して、質疑を継続いたします。堀内一雄君。

○堀内委員 私は、この際運輸大臣に對しまして、災害時における輸送機関の微用、そのほかの問題について、お伺いいたしたいと思います。

今度の災害に対しまして、政府が予備費六十億、さらには補正予算で四百億というような多額の予算を計上しました。がひとしく敬意を表しておるところでござります。ただ私は、ここで問題に

なりますのは、災害とかいうことになれば、いわゆる机上の計画といったよ

うなのはすみやかにできるのでござりますが、非常に困難がある。一例を申し

ますれば、今回の災害におきまして

も、当局が非常に努力したにもかかわらず、名古屋付近におきまして、海部の計画よりおくれて、十五日でなければできない。さらに南方の締め切りにつきましては、今月一ぱいかかるといふことで、たびたび計画の変更といふことを見ておる。それがために、ややもすると罹災者から、やれ政府が裏切ったといふような言葉まで出てきておるのであります。そういうことを見えておる。それがため

に、ややもすると罹災者から、やれ政

府が裏切ったといふような言葉まで出

てきておるのであります。そういう

ことを見えておる。それがため

に、ややもすると罹災者から、やれ政

府が裏切ったといふような言葉まで出

てきておるのであります。そういう

客輸送の関係で申しますと、電車代行、列車代行、迂回輸送等を行うための期間限定免許ということで、乗合バスに対しまして二十四件、八業者、二百二十両ほどを臨時限定免許いたしました。それから一部貸し切りバスを乗合バスに転用することを特に承認いたしました。それで二十四件、八業者、二百二十両ほどを臨時限定免許いたしました。それから二十一両ほどを上り下りに転用することを特に承認いたしました。それから二十一両ほどを上り下りに転用することを特に承認いたしました。

さらに、今大臣からもお話をございました。罹災者に対する無賃乗車の取り扱いですが、名古屋市営バスにつきましては、電車も同様であります。しかし、罹災証明書によりまして無賃乗車の取り扱いをして、その他関係業者からは、罹災者に対する無賃乗車証を発行して、罹災者の利便をはかりました。

貨物輸送に関しては、災害発生と同時に、愛知、岐阜、三重の災害対策本部と緊密な連絡をとりまして、人身救助輸送、救援品輸送等、所要のト

ラック輸送に万全を期したのであります。近県からはもちろん参りましたが、東北、信越、北陸、近畿地方からも自動車が参りまして、一日平均二百六十四両、延べ一万両に及びます。

ラックと、一日平均四百五十五名の作業員を緊急動員いたしたのであります。

が、これは契約によって運行したわけ

であります。名古屋地区関係の路線ト

ラック事業に対しましては、約三十二回の臨時運行回数の増加を認可いたしま

して、さらには区域トラック事業に対しましては二百八十両の増車を認可しました。それから二十両ほどを上り下りに転用することを特に承認いたしました。

さらに、今大臣からもお話をございました。それで三十両ほどを上り下りに転用することを特に承認いたしました。

市その他関係個所と十分に連絡をいたしまして、これに即応する態勢を整えました。

車その他の手配で極力遺憾のないようにしておりますが、復旧に従いまして、この態勢は緩和されてしまつて、この状況でございます。

○堀内委員　ただいま大臣並びに局長から、災害の際の輸送に対する応急処置について御説明をいただきまして

が、私の伺ひいたしましたのは、たゞいまの御説明ももちろん希望しておりますが、私がお伺ひいたしましたのは、たゞいまの御説明ももちろん希望しておる

とおりましますが、復旧に従いまして、この状況でござります。

○堀内委員　ただいま大臣並びに局長から、災害の際の輸送に対する応急処置について御説明をいただきまして

が、私のお伺ひいたしましたのは、たゞいまの御説明ももちろん希望しておる

とおりましますが、復旧に従いまして、この状況でござります。

○堀内委員　ただいまの御説明で船と

自動車の問題は大体わかりましたが、私鉄に対する処置並びに国鉄自体において何か内規というようなものがあります

ます。するならば、そうした問題をお伺いしたい。

○山内説明員　國鉄と私鉄の関係につ

いては、今局長が説明いたしました

が、自動車の例をとりまして一応御説明申し上げたいと思うのであります。

○國友説明員　私鉄、バス、船舶等関係するところは多いのでござります

が、自動車に例をとりまして一応御説明申し上げたいと思うのであります。

○櫛橋国務大臣　自動車関係につきましては、今局長が説明いたしました

が、自動車に例をとりまして一応御説明申し上げたいと思うのであります。

○山内説明員　國鉄と私鉄の関係につ

いては、今局長が説明いたしました

が、自動車に例をとりまして一応御説明申し上げたいと思うのであります。

○堀内委員　ただいまの御説明で船と

自動車の問題は大体わかりましたが、私鉄に対する処置並びに国鉄自体において何か内規といふやうなものがあります

ます。するならば、そうした問題をお伺いしたい。

○山内説明員　國鉄と私鉄の関係につ

いては、今局長が説明いたしました

が、自動車に例をとりまして一応御説明申し上げたいと思うのであります。

○堀内委員　ただいまの御説明で大体

車その他の手配で極力遺憾のないようとしておりまして、特に名古屋地区の各駅のトラックが出勤いたしまして、平生の約二倍をこえておるという状態でございまして、旅客輸送、バス輸送及び

貨物の集配関係は、一日三百二十九両でございまして、旅客輸送、バス輸送及び

トラック輸送に関しましても、臨時増車その他の手配で極力遺憾のないようとしておりますが、復旧に従いまして、この状況でござります。

○堀内委員　ただいま大臣並びに局長から、災害の際の輸送に対する応急処置について御説明をいただきまして

が、私がお伺ひいたしましたのは、たゞいまの御説明ももちろん希望しておる

とおりましますが、復旧に従いまして、この状況でござります。

○堀内委員　ただいま大臣並びに局長から、災害の際の輸送に対する応急処置について御説明をいただきまして

が、私のお伺ひいたしましたのは、たゞいまの御説明ももちろん希望しておる

とおりましますが、復旧に従いまして、この状況でござります。

○堀内委員　ただいまの御説明で船と

自動車の問題は大体わかりましたが、私鉄に対する処置並びに国鉄自体において何か内規といふやうの

ます。するならば、そうした問題をお伺いしたい。

○山内説明員　國鉄と私鉄の関係につ

いては、今局長が説明いたしました

災害対策本部ができましてから、運輸省からも石原長官のもとに関係官が派遣されまして、県及び市と連絡をとつて十分対策を立てて、いろいろな手配をしたわけでございますが、復旧に関しまして、いろいろ問題点及びやるべき点はございましたが、従事員、陸運局、海運局初めみな一生懸命やりました、相当な成績を上げたと私どもは考えております。ことに運輸大臣も向こうに参りまして現地を視察し、そのほうか、いろいろな手配をされまして、効果が上がったと考えておる次第であります。

もさようでございますが、運輸大臣みずから現地指導をされるというような、いろいろな御尽力によって円満にいたことと存じますが、とにかく、災害ということには、申し上げるまでもなく、瞬間に処置をしなければならない場合が非常に多いのでありますて、そういう意味から、われわれの委員会におきましても、いわゆる災害法といったような特別な法令を考えた輸送ばかりでなく、救助の方法等におきましても、一々中央の指図を受けないでも、現地において直ちに実行できるというようなことが必要じゃないかという意見が強いのでござりますが、そういうようなことにつきまして、将来運輸行政におきましてもなぞつておくことがいいじゃないかといううな感じを持ちますが、大臣の御所見をお伺いしたい。

開設いたしまして、一
も、こういう突発的な大きな災害が起
こった場合において、直ちに機に応じて、
変に臨むような行政的体制を整える必
要がある。それには、やはり日本のと
うに年々定期的に襲ってくる災害に対
して、全くいろいろな点において、ど
ろな式と申しては何ですが、統一して、
総合的な、機動性のある対策をとら
なければならない。従つて、これは災いを軽
じて幸いとするといいますか、こうい
うことを契機として、やはり総合的に
有機的な災害の対策をする必要があ
る。それにやはりいろいろな関係機
規、たとえば水防法に例をとりまして
も、水防法は直轄河川の法律でありま
すが、高潮については、海岸のものにつ
いては完全水防法の適用を受けてい
ないし、何もない。従つて、水防法に
基づくいろいろな警告その他の問題を
も、今回のようなああいう高潮につ
いて、何らの法的裏づけの規定もないと
いうような状態でありますと、全く御
指摘のありましたような点で総合的に
全体を規制する必要があるということを
を考えまして、できれば通常国会に依
害に対するそういう法的措置、有機的
な機動性のある措置をとることを何ら
か考えたいということで、実は提案し
ておるような次第であります。

ど各種類の機関が許可、認可制になつておると存じますので、そういうときには、やはり許可、認可のたびにその条件をつけておくというようなことも私は必要なことではないかと思うでござります。これは一つの意見として申し上げておくわけでございます。

次にお伺いいたしたいのは、これからあの三重、名古屋付近を中心として非常に大きい復旧作業が起こると思うのでござります。従つて、この資料といふものは大へんなものになると想います。しかも鉄道も道路も、復旧はしたとはいえ、これが実際に役に立つのは非常におそくなるうし、能率も落ちるというようなことにもなりましよう。ことに民事におきましても、あの長い間、八十日間にわたつて水の中に入つておるといったような罹災者の生活を考えますときに、あらゆるもののが役に立たないといふようなことで、ちょうど戦争の際における空襲を受けた人と同じように、ほとんど何にもなくなつてしまふ。しかも、一たび電気洗濯機の使い方を覚えた主婦たちは、やはり電気洗濯機にあこがれを持つというようなことを考えてみますれば、民事の方面におきましては非常に輸送量が多くなると思うのでござります。

そこで、この復旧対策といったような意味において、運輸省は今後の運輸行政の行き方についてどういうようなお考えを持っておるか、お伺いいたしたいと思います。

湾等につきましても、先般港湾局から発表いたしましたようなあいう構想をもちまして、名古屋港のあの口に、高潮の波のエネルギーを減殺するため、約九キロの突堤を作りまして、そこであいう高潮を防ぐことをやるう、また、海岸線につきましても、高潮対策に対して従来のような行き方ではいけないというので、相当復旧改良の方法をとるようにならしておるのであります。私の方は、御指摘のように、気象庁並びに海上保安庁、及び港湾、船舶、相当海に関する行政面を担当いたしておりますので、今回の災害を契機いたしまして、まず海に対するそういうような対策、並びに河川に対する対する対策、これから起こってくる輸送の総合的な一つの強化、調整等について、省内でも数回会議を開きましたて、万全の策を講じたいとして、今やつておるような次第であります。

足らないというような状態であり、ますます経済的な発展の段階にあります日本の現状におきましては、やはり陸上輸送の大動脈をなすものは、御指摘のよう貨物輸送でありますから、その自動車輸送というものが非常に大きな役割を持つのでありますから、そういう線に沿うて、社会情勢の変化等に沿うて、そういう問題に対し弾力のある許可、認可等を実はやりたいと考えておるようなわけであります。

○山内説明員 復旧用資材の輸送につきまして、先生の御質問は、鉄道の輸送力だけでは不足ではないかという御心配もあるように考えられますので、現在における鉄道の輸送状況につきまして、簡単に御説明申し上げたいと思います。一番問題になりますのは、あの神武景気の三十一年ごろに、国鉄の輸送力が非常に陥路になつておつた。昨今の輸送情勢を見ますと、あのようない状態が再現するのではないかという御心配を、各方面——かつまた、現在国鉄におきましては、こういう資材を中心とする輸送、あるいは復旧物資というものを最優先に送つておるので、それらと一般輸送との関係がどうなるかという御質問もたびたび受けておるわけであります。これらを総合いたしまして御説明申し上げたいと思います。

輸送力の設定から御説明申し上げますと、本年度の第三・四半期、いわゆる秋冬繁忙期とわれわれは言つておりますが、この秋冬繁忙期の輸送対策につきまして、国鉄は四千八百万トン程度の輸送量を想定いたしまして、これには見合ふ輸送力を設定いたしてお

ります。全体といたしましては、三十一年度に見られましたような程度であれば、輸送の隘路はそう大きく見られないのではないかというように一応考えております。ただ、伊勢湾台風によります災害が発生をいたしましてから、国鉄の貨物輸送がどのようになつたかということをございますが、これがほぼ正常に復したと見られます十月下旬までの約一ヶ月間におきます国鉄の貨物輸送量を見ますと、ほぼ想定目標から九十二万トン下回っておりま

す。駅頭在貨が、十月下旬には百五十万トンをこしまして、十月の末には百六十万トンに大体達したというような状態でございます。これは大体三十一

年度の水準でございます。現在の国鉄の輸送力は、当時からいいますと、相

当程度ふえておりますので、今後さら

に運用効率の向上に努力することによ

りまして、三十一年度に見られました

ような輸送隘路が起こることを極力避

けるというふうに現在努力いたしております。この数量の動きでございま

すが、現在の見通しでは、三十一年度

の輸送力であれば、そう大きな隘路は出

ないであろうということであります

が、貨物の動きによりましては、ある

いはまた一部にそういう点はあるかも

りません。できるだけ輸送効率を向

上いたしまして、この輸送を完遂する

よう努力するというふうに現場当局は

期しております。

○壇内委員 この際、貨物トラック輸送に關してどんなふうな計画と考えを持ったおられるか、事務的の問題で局長にお伺いいたしたいと思います。

○國友説明員 トラック輸送に關しましては、先ほど申し上げましたところ

でございますが、緊急動員輸送とい

しまして、延べ一万両ほどのトラックを動員したのでございますが、名古屋

の地区の関係におきまして、路線ト

ラック事業に対しまして、約二十回の臨時運行回数の増加を認めまして、た

だいま復旧資材の輸送その他に充ててあります。それは既存の回数にプラス

しておるわけでございます。そのほ

か、区域トラック事業に関しまして、三百八十五両の増車を認可いたしまし

て、輸送力を確保するよういたしております。復旧資材の輸送は鉄道に相

当負うところが多いのでございま

すが、これは必然的に通運関係の輸送も

しましては十分連絡をいたしまして、即応の態勢をとつておるのでございま

すが、この集配関係も平生の二倍程度

の態勢で参りますが、輸送力の増強に

ござりますので、一日三百二十九両ほ

どどのトラックがこの関係で動いておる

のでございまして、目下のところはこ

の態勢で参りますが、輸送力の増強に

関しましては、この上とも早急に手を打つていただきたいと考えております。

○壇内委員 ただいまの御説明で大体

わかったのでございますが、私どもが

良のいろいろな工事の際に、材料の輸送といふものが非常に重要な条件にな

るというところで、心配しておるのでござります。そこで、われわれの最も信頼する、しかも政治力の強い運輸大臣

がおられるところでござりますから、この際一つこれを契機として万全の処置

をとると一緒に、英断をもつて今後の

復旧に万遺憾のないようやつていた

置をとつたとおっしゃるから、私はひよいところを言わざるを得ないことに

なった。それは、あの当時は御承知の通りであります。

○壇内委員 この際、貨物トラック輸送に關してどんなふうな計画と考えを持ったおられるか、事務的の問題で局長にお伺いいたしたいと思います。

○國友説明員 トランク輸送に關しましては、先ほど申し上げましたところ

でございますが、緊急動員輸送とい

しまして、延べ一万両ほどのトランク

を動員したのでございますが、名古屋

の地区の関係におきまして、路線ト

ラック事業に対しまして、約二十回の

臨時運行回数の増加を認めまして、た

だいま復旧資材の輸送その他に充てて

あります。それは既存の回数にプラス

しておるわけでございます。そのほ

か、区域トラック事業に関しまして、

三百八十五両の増車を認可いたしまし

て、輸送力を確保するよういたして

おります。復旧資材の輸送は鉄道に相

当負うところが多いのでございま

すが、これは必然的に通運関係の輸送も

しましては十分連絡をいたしまして、即応の態勢をとつておるのでございま

すが、この集配関係も平生の二倍程度

の態勢で参りますが、輸送力の増強に

ござりますので、一日三百二十九両ほ

どどのトラックがこの関係で動いておる

のでございまして、目下のところはこ

の態勢で参

鶴はそのまままでいいというお考えに立つておられるものであるが、五十日以上も不通になつたということにかんがみて、何かこれについての新たな対策というものをお持ちであるかどうか、たまたま堀内君から積極的なお尋ねもありましたので、関連してこういった構想について端的に率直な御答弁を承りたいと思います。

○檜橋国務大臣　ただいま江崎委員から申されました無賃乗車の問題でありますが、今お話を承つて、私も非常に遺憾に思つておるのであります。私が参りましたしてから、その日即刻、簡単に、しかも、こういう非常時だから、あまり官僚的なやり方をせずに、多少ラフでもそれということを命令して、実はすぐ印刷をさしたような状態であります。海部郡のそういう一番深刻な被害を受けておられる方に、そういう繁雑な手続のためにいろいろ御迷惑をかけたということは、まことに恐縮に存するのですが、その他のところにおいて相当にこれは活用された点もありますので、その点は御承知を願いたいと思うのであります。今後のこともありますから、十分その点について注意をいたしたいと思うのであります。

三重県その他に対する動脈が断たれておらずか、やはり関西線を通していく必要があります。それで、今回関西線がこういうような深刻な被害を受けた、しかもそのために三重県の他のに対する動脈が断たれておる、こういうことを契機として関西線を強化しろ、そして関西線といふのは、ある場合においては少なくとも東海道線にかわるべき役割を持つ、こういうことで、この線に対する強化、並びに、すぐに水につかるようなことはないかぬのだから、やはりこれを補強する一つのことをやれということを國鉄にも申しておるのであります。こここの電化問題あるいは複線化の問題等も、深刻な地元の人々の要求がありますが、赤字の問題も、サービスをよくし、スピードをかけ、あるいは複線化にすれば、自然人もふえるということになるのだから、その点について、少なくとも関西線の持つておる国家的な重要な役割ということを考えて、この関西線という問題を取り組むようにしたい、こういうことを実は指示しておるような次第であります。

のを待つて一刻も早く輸送の開始をいたしたいということに追われております。将来あの地区的水害対策が国家的にもどういうあり方になるかというようなことも一緒に関連して強化をはかつて参りたい、こう考えております。

○江崎委員 大へん明確な御答弁をいただいて、関西線の復旧ということがおなごりにされておらぬということがわかつて非常にけつこうだと思います。ただ問題は、今お説にあつた名古屋一四日市間は、関西線としてこれはペイするはずです。今近鉄がはやるから赤字になるので、関西線そのものももう少し勉強なれば、これは完全にペイするところなんですね。そこで、名古屋一四日市間を複線にする、こういうような計画を示されたわけですが、この複線化と今度の水害対策とは、当然これは並行して同時に実現しなければいかぬと思うのです。あの辺はもうもともと海面より低いのですから、どんな強固な堤防を作りましても、低いのです。それが、あの名古屋といふ大都會を中心にして大阪と結ぶ関西線が、五十日以上つぶれておるということは、これは天下の国鉄として大いに考えていただかなければならぬ点だと思います。どうぞ一つそういう根本的な対策についても、せひとと積極的な研究を願いたいと思います。そこで、そういう構想ができましたら、最も近い機会に資料等お示し願いたいと思います。

○辻委員 関連して一点だけ。運輸大臣にお伺いかたがたお願い申し上げたいたいですが、このごろやっと水の引き落としをなされたのとござります。

○南條委員長 この際、汁原弘市君外
十六名提出の、昭和三十四年七月及び
八月の水害又は同年八月及び九月の風
水害に係る私立学校の児童、生徒等の
授業料の徵収免除に関する補助及び資
金の貸付に関する特別措置法案を議題
す。近鉄は動かず、バスは動かず、孤
立の状態でありましたが、幸いにいた
しまして、国鉄の御好意で戸田に仮駅
を作つていただきまして、住民は非常
に喜んでおるわけでございます。そこ
で、そうした便利についなれるといふ
わけではありませんが、これをせひ
ずっと作つておいていただきたいとい
うような欲望を持っておるわけであります。
嘆願などいたしておるはずであ
りますが、承りますれば、あの仮駅を
お作りいただきますときに、支所長あ
たりも、近鉄が復旧し、あるいはバス
が動くようになれば、おとりいただき
てけつこうでありますという一札は入
れてあるそうでありまするが、一つし
ばらく乗降人員の程度等も見定めてい
ただきましたし、もしあそこの本駅を、
直ちにとは申し上げませんが、将来お
作りいただくことができますならば、
今度の天災も、彼らにとりましては一
つの天恵になるかと思ひますので、こ
の点を一つお願ひいたがた大臣のお氣
持を承っておきたいと存じます。

○橋橋国務大臣 今お話のありました
点は、国鉄当局並びに私の方の鉄道関
係の局長等も相談をいたしましたし、客
觀情勢等をよく見きわめまして、なる
べく御趣旨を尊重いたしたいと思いま
す。

國の補助

とし、提出者の趣旨説明を求めます。

算の範囲内において補助すること

ができる。ただし、当該四分の三に相当する額が、政令で定めると

ころにより、私立学校の種類に応じ児童、生徒等一人当たりについて

政令で定める額に当該児童、生徒等各人について免除した額の授業料の全額に対する割合を乗じて算出した額の各学校の設置者ごとの合計額をこえるときは、当該合計額に相当する額を補助する。

2 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により補助する場合について準用する。この場合において、同

条例第三項第三号及び第六項中「役員」とあるのは、学校法人（私立学校法第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）以外の私立学校の設置者については、「役員又は職員」と読み替えるものとする。

（私立学校振興会の業務の特例）

第一条 私立学校振興会は、私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）第二十二条第一項及び第二項の規定による業務のほか、学

校法人（同法附則第十一項に規定する民法（明治二十九年法律第十九号）第三十四条の法人を含む。）以外の私立学校の設置者で、前条第一項の規定により補助を受けるものに対し、当該補助に係る当該免除した授業料の合計額から当該補助額を差し引いた額の補てんに必要な資金を貸し付けること

ができる。

2 私立学校振興会法第二十五条及び第二十八条の規定は、前項の規

定による貸付について準用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。

理 由

私立学校の設置者が昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による被害を受けた児童、生徒等についての授業料の徴収免除をした場合における国の補助及び私立学校振興会の貸付業務につき、特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、本年度約三千万円の見込である。

○辻原議員 ただいま議題となりました、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に係る私立学校の児童、生徒等の授業料の徴収免除に関する補助及び資金の貸付に

関する特別措置法案につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

本法案を提出いたしました理由は、

今次災害において被害を受けた国立立

校の学生、生徒、児童等に対して、国

はその授業料の減免を行なつており、

公立学校においてもこれに準じその措

置がとられているのであります。にもか

かわらず、ひとしく教育を受ける立場

にある私学の学生、生徒、児童等につい

ては考慮せられず、ただ私学振興会等の融資によつてのみ期待いたしてい

る。しかも、今関西線の復旧の問題

で、運輸大臣は、十五日から全面排水

のであります。私学の現況よりかんがみ、どういこれでは國立、公立に準

する公平な減免処置は期待できず、こ

こに私学にたいし國の援助を与えるこ

とにより、國立、公立と同様の減免を行なうとするものであります。

すなわち、國は、私立学校の児童、生徒、学生もしくは幼児が、昭和三十一年七月及び八月の水害または同年八月及び九月の風水害で、特に政令で定める地域において水害等を受けた場合においては、政令で定める基準に従って、昭和三十四年十月から昭和三十五年三月までの半年間にわたり、これら

の児童、生徒等にかかる授業料の額の全部または一部を予算の範囲内において私学に対し補助することができるも

のとし、さらに私立学校振興会は、私立学校振興会法で規定している業務のほか、右の風水害を受けたものに対し

な資金を貸し付けることができるこ

といたしているのであります。

以上、本案の概略を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願いいたします。

○南條委員長 ただいま提案理由の説明を聽取いたしました法案も、あわせて質疑を行なうこととにいたします。

○江崎委員 角屋君の質問に入られる前に、先般御要求をしておきました

が、いわゆる締め切り、排水促進の水没地帯の進捗状況、これを建設大臣に完了いたしました。

○江崎委員 あと一言だけ。今の二十二日が二十三日に早まりましたこと

で、運輸大臣は、十五号台風は史上空前の大災害で

あります。しかも、今関西線の復旧の問題

は、感謝いたえません。関西線は、な

にかかるて、二十日には排水が完了す

るという言葉があつたようございま

る。これはほんとうなのですか。建設

大臣から最新情報をこの機会に承りた

いと思います。

○村上国務大臣 締め切り及び排水の

実施に要する経費としては、御承

知のように、十日で締め切りが完了いたしましたして、先般の御質問に対して私

がお答え申し上げましたのは、二十五

日までには排水を完了するということ

でありましたが、これはその後鏡意継続

がおあげて努力した結果、大体二十三

日には排水が完了する予定と相なって

おります。従いまして、この地区にお

ける津島市方面の非常な困難な状態に

かんがみまして、上流におきましても

一部別途な排水をしておりますので、

逐次減水しつつあるのであります。そ

れから、最後まで残る、先般御報告申

し上げました海部南部であります

これは十一月末日の予定であったので

ありますけれども、これも鏡意努力し

た結果、まだ確定ではございませんけ

れども、来る二十四、五日の干潮時を

利用いたしまして締め切りを完了する

予定と相なっております。それから木曜日

曾岬は、九日に締め切りが完了しましたので、十八日には排水を完了する予定であります。長島南部は、十六日に締め切りを完了いたしました。それから木曜日には排水を完了する予定でございました。桑名地区方面は、十二日に排水が完了いたしました。

るほど、これは土盛りがしてあるか

ら、排水完了が二十三日だが、関西線は二十日にはもう復旧工事にかかります。

、そういうことは確かめてございます。

大臣から最新情報をこの機会に承りた

いと思います。

○山本政府委員 お説の通りだと思

まして、二十三日は、一番低いところ

の水も全部引き揚げができる日

だということは確かめてございます。

○江崎委員 非常にわかりました。

○南條委員長 では、角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、主として建設大臣、農林大臣に対しまして、台風十五号を中心いたしましたいろいろな問

題について、重点的にお伺いをいたしました。

ついで、二十日には、一番低いところ

の水も全部引き揚げができる日

だということは確かめてございます。

○江崎委員 まさに本日は補正予算について最終

段階といふことに相なつておるわけであります。

いよいよ本日は補正予算について最終

段階といふことに相なつておるわけであります。

関係法案が出尽くしまして、本委員会

といたしましても、これに基づいて、

わが党の方からも必要な特別立法等も

出して、並行審議という形で審議が進

んでられて参つておるわけであります。

すでに政府の方からもそれぞれ各省

関係法案が出尽くしまして、本委員会といたしましても、これに基づいて、

るはきわめて不満足な結果でござります。これらの点については、今後さらに特別委員会の審議を通じて、より前に進をした結論を得たい、こういうふうに考えておりますので、大蔵大臣の出席も仰がねばなりませんから、本日の機会はこの問題については避けたいと思います。

そこで、十五号台風に焦点を合わせていろいろ考えて参ります場合に、あの大蔵等の海岸地帯の復旧をどうするか、これが一つの大きな問題でござります。なおまた、海岸に関連するところの河川等の災害復旧をどうするか、こういうことが一つの大きな焦点になるわけでございます。そこで、海岸堤防設計の問題でございますけれども、この点については、大臣御承知のように、海岸法の第十四条において「海岸保全施設は、地形、地質、地盤の変動、侵食の状態その他海岸の状況を考慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対しても安全な構造のものでなければならぬ」というふうに規定をされております。従来海岸保全地域の所属が、あるいは建設省に所属してあるいは農林省、運輸省等に所属しておる、それらの所属の設計の基準といふものについて、海岸保全施設構築基準というもので明示をされて参つて、しかし、今度の台風十五号の災害の場合にいろいろ指摘をされましたことと現実にはやらなければならぬということになつておるわけでございます。

いうものがいろいろまちまちである。不統一である、そういうことが、今までの災害が発生をする一つの要因になつたのだ、さらにまた、今日までのいわゆる海岸工学というものが歴史も非常に浅く、そして十分なる日本におけるところの態勢が整備されておらず、いろいろ点等も指摘をされて参ったわけをございます。御承知のように、建設省においては、土木研究所の中でこういう問題については鋭意研究をされておるわけでござりますけれども、しかし私ども、昭和二十八年度に大災害を受けた三県のあのあの海岸復旧が、今度の場合において決して万全でなかったということをさまざまと見せつけられた場合に、今度の台風十五号の海岸復旧といふものをどうすべきか、うことにについては、真剣に考えさせられておるわけでございます。そこで建設省といたしましても、農林省といたしましても、あるいは運輸省といたしましても、この問題については、いわゆる伊勢湾海岸地帯の堤防の構築基準、こういうものについていろいろ検討が進められておるということは聞いております。あるいは堤防の高さを七メートルにするとか、あるいはパラペットをつければさらにそれよりも前進をするとか、いろいろなことが伝えられておりますし、同時に、従来とられて参りました直立型等の形式について、工費はかかるかもしれないけれども、これを傾斜型に改めるといふことについても検討しなければならぬじやないか、あるいは直立型と傾斜型と

の混成の型等についても検討すべきじゃないか、こういうことがいろいろいわれておることも私ども承知しておるわけでございますが、この機会に建設大臣にお伺いをしたいのは、今度の台風十五号の経験を生かしまして、今日の段階において、伊勢湾の海岸地帯的にどういう考え方で臨もうとしておるか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○村上国務大臣 今次伊勢湾等の海岸堤防の災害に対しまして、従来の考え方を一応再検討する必要があるうう思います。従いまして、建設、農林、運輸、この三省におきまして、これらを主体とする高潮対策協議会——仮称であります——が、こういう一つの機関を設ける、それには、もとより三省のあらゆる専門技術官をその委員としたまして、なお土木工学界あるいは民間の学術経験者等もこれに参加を願いまして、そうして科学的に、しかも総括的に、これらの堤防の高さ、あるいは構造、また強度等につきましては十分検討いたしまして、その最終決定を見た上で、私どもは今後この工事を施行いたして参りたいと思っておる次第であります。

○角屋委員 昭和二十八年度の災害のときの伊勢湾の海岸地帯の設計の基準の前提について、私は、愛知県から出されております「昭和二十八年十三号台風海岸復興誌」というりっぱな書籍の内容を検討したわけでござりますが、それによりますと、たとえば風速吹続時間についても五時間という前提

に立っておるというふうなことで、あのときの海岸堤防の設計の基準の前提条件、こういうものが、やはり安全度の見方が非常に少なかつたということを痛感せざるを得ないわけであります。そこで、あの二十九災の海岸堤防を作るときの最も重要な要素になつた前提条件について、もう一度建設大臣もしくは所管の局長からお伺いしたいと思います。

○山本政府委員 昭和二十八年の災害の直後におきました、海岸堤防の改良復旧工事と申しますか、そういうものの計画を立案したわけでございますが、あのときの基礎になりましたのは、十三号台風によって起こりました潮位並びに波高、それらを勘案いたしまして、しかも満潮時にそれがきたということを対象にいたしまして計画いたしたわけでござります。

○角屋委員 大臣にいたしましても、河川局長にいたしましても、すでに済んだことについて、具体的な前提条件の風速なり何なりについては明らかになつておる設計の基準があろうと思うが、非常に抽象的に答えられました。このことをさらに深く追及することについては、資料も私の方にあることですかから、避けたいと思うわけでござりますけれども、今度の伊勢湾の海岸地帯の設計の前提条件について、現在構想されておるところを一つ具体的に明らかにしてもらいたいと思います。

○山本政府委員 今回の台風の結果に、よって起こりました潮位と波高をいろいろ研究いたしましたが、実際に起こりましたものをまずつかまえる、しかも、それが潮の高いときにきたらほどいうことになつたかという研究をい

たしまして、今回のような台風と風速が参りましたときにも安全であるようわけでございますけれども、今日までの台風の被害の経験にかんがみて、いずれの形式を中心と考えていこうとしておるのか、この点についてお伺いしたい。

○山本政府委員 堤防構築の形式として、傾斜型あるいは直立型、混成型等あるわけでございますけれども、今日まで台風の被害の経験にかんがみて、いつもの形式を中心と考えていこうとしておるのか、この点についてお伺いしたい。

○角屋委員 堤防構築の形式として、傾斜型あるいは直立型、混成型等あるわけでございますけれども、今日まで台風の被害の経験にかんがみて、いつもの形式を中心と考えていこうとしておるのか、この点についてお伺いしたい。

○山本政府委員 その点に関しましては、二十八年の災害直後にやりました堤防の今回の被害状況等を十分見きわめまして、それによつて計画を立案するつもりでございますけれども、おおむね、二十八年に建設省関係でやりましたのは、傾斜型と申しますか、非常にゆるいものではございませんけれども、ある程度の傾斜を持った護岸をやつております。あの程度のものによりますれば、高さの問題は、先ほど申し上げたことによつてきまるわけでござりますけれども、形といたしましては、ああいう形のものをしっかりとやるべきすれば、十分持ち得るのではないかというふうに考えております。

○角屋委員 新聞の報道するところによりますと、京都大学の防災研究所員の矢野教授あたりの現地を視察した話、その他、この問題については非常に重要な問題でございますので、これまでと、堤防の構築については、これは経費はかかるかもしらぬけれども、鉄筋の堤防構築ということを真剣に考えなければならぬのじやないかといふことが提唱されているわけですが、そ

の点について建設省としては十分検討しておるのであるかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○山本政府委員 御説のように、私も現地のある部分につきまして被害を受けた点を勘案いたしまして、コンクリートの打ち継ぎ目、継ぎ目がやはり丈夫でないといけないということは実感しております。従いまして、鉄筋がある程度入れなければならぬというよういう措置をした方が、コンクリートの厚さをうんと厚くするよりも、継ぎ目の点の方が重要ではないかと考えておる段階でございます。

○角屋委員 建設省の中部建設局関係

で、今度の海岸堤防に対する設計案と

いうのを中央に押し上げておると思いま

す。その資料を私、新聞で見たわ

けでございますが、それによります

と、そういうふうにいけば大へんいい

と思いましたのは、海岸に関連する河

川の上流四キロないし五キロまでは、

海岸と関連して、がんじょうな河川の

護岸をせひやらなければならぬ。これ

は予算委員会あるいは当委員会における審議の中でも出たのです。海岸地帯

を何ぼがつちりしてみたところで、そ

れに関連をしておるところの河川関係

の上流部が弱いということでは、被害

を非常に大きくする。そういう点から、

上流部四キロないし五キロまで

は、海岸の強度と十分にらみ合わせな

がらこれをがんじょうなものにしてい

く、こういうことが中部建設局の方か

ら提唱されていることを見まして、

私が、大へんけつこうだと思うのです

そういう点はどういうふうに纏め込ま

れておるか、お伺いしたいと思います。

○村上国務大臣 その点につきまして正面があつかるところだけを強固にす

るだけでは事足りないのでありますか

から、河口の部分も、何キロまでとい

うことについては研究をする点があ

るう思いますけれども、今後高潮等に

よつて破堤しないような十分に強固な

ものを取り入れたいと思っておる次第

でございます。

○角屋委員 これは法案の関係あるいは補正予算の関係とも関連をいたしま

して、基本的に大臣がそういう方向で

やりたいと言つても、はたしてそれだ

けの裏づけができるかどうかというこ

とが、私は問題だと思います。と申します

のは、今度の台風十五号による被害の

状況を見ましても、被災の非常に激甚

な海岸線もあれば、比較的被害が軽微

な程度で終わつたというところも、御

承知のようにあるわけです。これは私

が過般も申し上げましたように、満潮

の関係と台風の襲来時間との関連にお

いて、たとえば三重県関係について見

ましても、鈴鹿以北の海岸地帯はひど

い被害を受けておる。ところが、鈴鹿

から南、大体伊勢の方面までの海岸地

帶は比較的安全であった。ところが、

害復旧事業費國庫負担法あるいは農林水産業施設災

害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法律の、根本的な法律の中身にお

いては、御承知のように、高潮等対策

の特別立法が出ております。これによつ

て、破堤箇所はそれぞのスケール

によって復旧できると思います。

○村上国務大臣 伊勢湾等高潮対策の立法を特に設けま

したのも、これは結局、ただ単に原形

復旧とか、あるいはその破堤箇所だけ

の改良復旧とということだけでなく、將

來この危険のある、科学的にそういう

結論の出たところに対しましては、こ

れをどこまでも関連事業とし、あるいは

改良事業として今後事業を遂行して

いくということでありまして、あの部

分はまあ危険だが、ほつておこうとい

うようなことは断じてしないつもりで

予算要求等もいたすつもりであります。

○角屋委員 今の大臣のお話によりま

すと、伊勢湾等高潮対策は、熊野灘あ

るいは愛知県の三河方面に入るとい

うに考えられないような御答弁のよ

うでしたたが、その点、もう少し明確に

微に済んだところのかさ上げ工事その他のいうものが、ややもすると從来は他といふものが、ややもすると從来はお伺いしたいと思います。

○山本政府委員 御説のように、私も

現地のある部分につきまして被害を受

けた点を勘案いたしまして、コンク

リートの打ち継ぎ目、継ぎ目がやはり

丈夫でないといふことは実感しております。

従いまして、鉄筋をある程度入れなければならぬというよう

いう措置をした方が、コンクリート

の厚さをうんと厚くするよりも、継ぎ

目の点の方が重要ではないかと考えておる段階でございます。

○角屋委員 建設省の中部建設局関係

で、今度の海岸堤防に対する設計案と

いうのを中央に押し上げておると思いま

す。その資料を私、新聞で見たわ

けでございますが、それによります

と、そういうふうにいけば大へんいい

と思いましたのは、海岸に関連する河

川の上流四キロないし五キロまでは、

海岸と関連して、がんじょうな河川の

護岸をせひやらなければならぬ。これ

は予算委員会あるいは当委員会における審議の中でも出たのです。海岸地帯

を何ぼがつちりしてみたところで、そ

れに関連をしておるところの河川関係

の上流部が弱いということでは、被害

を非常に大きくする。そういう点から、

上流部四キロないし五キロまで

は、海岸の強度と十分にらみ合わせな

がらこれをがんじょうなものにしてい

く、こういうことが中部建設局の方か

ら提唱していることを見まして、

私が、大へんけつこうだと思うのです

そういう点はどういうふうに纏め込ま

れておるか、お伺いしたいと思いま

す。

○福田国務大臣 ただいま建設大臣か

らお答えした通りでございまして、災

害が再度発生することを防止するため

に必要な改良施設は、積極的にこれを

行ないます。

○角屋委員 今の大臣のお話によると、

海岸の災害復旧の問題に関連をして、

伊勢湾等高潮対策で法案が出ておるわ

けでございますが、この点について同様なことが同じ条件で言えると思

う。そこで、伊勢湾を中心として、熊

野灘あるいは三河にかけての海岸の復

旧をやる場合に、いわゆる災害復旧と

同様なことが同じ条件で言えると思

う。そこで、伊勢湾を中心として、熊

野灘あるいは三河にかけての海岸の復

旧をやる場合に、いわゆる災害復旧と

していただきたい。

○村上國務大臣 ただいまよつと言葉が足りなかつたかもしませんが、熊野灘とか、あるいは愛知県の半田方面も、伊勢湾ということでなくとも入ると思います。

○角屋委員 海岸問題については、いずれ、また小委員会において伺うことにいたします。そこで、今度の災害で、特別委員会でも非常に取り上げられた問題は、長期湛水地帯の修築あるいは湛水の排除ということが非常に重大な問題に相なりまして、私ども、こういう懸念を再び繰り返してはならない、そういうためには、今度の災害の教訓というものを十分くみ取らなければならぬ。この点については、予算委員会で塚本委員からいろいろ出ましたが、大臣は専門家でございますので、うまく切り抜けられたようです。けれども、切り抜けたとか、切り抜けないとかいう問題ではなくて、やはり、こういう長期湛水状態が二ヵ月あるいは二ヵ月半も起るという事態、こういう姿を見た場合には、私どもは、いわゆる堤防等の仮締め切りという工法、これは、現在サンド・ポンプでやるとか、その他の方法でいろいろやられておりますが、諸外国の例、あるいは從來の災害の教訓、こういうものから見て、予算が少々かかつても、一番早く上がりるのはどういう工法、こういうことについても、やはり積極的に検討を加え、そして、台風襲来期には十分万全の態勢をとつていくことが考えられない、こういう災害の惨状といふものは、再びどこで起こらぬとも限らない、私はこういうことに相なるうと思う。そこで、從

来から伝統的にとつておるところの工法というのに拘束されるのではなしに、やはり、こういう事態に対しても、一番早い方法——予算はいろいろは、一番早い方法——予算はいろいろかかるかもしらぬけれども、一番早い方法、あるいは沈船工法であるとか、いろいろの方法、あるいは沈船工法であるとか、いろいろの方法から見て、こういう点については、なことを今度、部分的には考えられたわけですが、一番早い工法といふものはどういうものであるか諸外国の例から見て、こういう点については、十分検討する必要がある。さらに、こういう場合のサンド・ポンプその他の問題についても、日本全体の所有量はどうであるか、あるいは、台風の場合にどういうふうに配置すべきであるか、こううこと等についても、やはり将来の問題として十分考えておかないと、将来とも万全な態勢にはならないと思う。こういう点について、今まで、いろいろの教訓を生かして、建設省としてどういふうな考え方でおられるか、お伺いしたい。

○村上國務大臣 今回の締め切り、排澙事業につきましては、今日の近代技術といいたしまして、私は決して恥ずかしくない措置をとつたつもりであります。また、これ以上のこと、今まで、これが、海岸保全区域台帳の中には、平面図なり、横断面図なり、水準面図なり、いろいろな要項を書き込むことになつておられます。また、この点についていろいろと監視もおりました。この海岸保全区域台帳には、海岸保全区域台帳といふ用語もありますので、二万一千七百馬力だけのものが、修繕その他の手を要するポンプ船もありますが、それを突如としてのあの災害に對して、まず、当初は一万八千馬力ぐらいい集めればいいと思っておりました。しかし、その手を要するポンプ船もありますので、二万一千七百馬力だけのものをあら集めればいいと思っておりましたのも——その点についてはいろいろと監視もおりましたが、どうにかこうにか予定の日程にそれを集めることができたことも、私といたしましては、最善を尽したと思っておる次第であります。

○角屋委員 私は、当面の事態に対処する建設省あるいは政府の御努力について、高く評価するにやぶさかではございません。しかし、今度の台風の長期湛水地帯の被災民の立場から、一刻も早く水を引かしてもらいたい、そな願う人々は、まず専門的な技術については十分承知していない。現実に、愛知県と三重県の間でサンド・ポンプの配給についてはいろいろな問題があつたろうと思う。私ども、その点については承知しております。そういう

意味においては、海岸保全区域台帳では、角屋委員も御承知のように、補助粗末に使うべきものではないのであります。しかし、国費は、たとい一円たりとも思つております。また、経済的と申します。また、これ以上のことが、今の日本の技術の段階でできようとは私は思つておりません。それほどに、技術的に、これより方法はなかつたと私は思つております。また、経済的と申しますが、今回締め切り工事につきましては、角屋委員も御承知のように、補助金が五千万元というような膨大なものであります。しかし、五千万元というような膨大な——もう本堤ができれば取り片づけなければならぬことは、角屋委員も御承知のように、補助金が五千万元といふことには、必ず専門的な技術が必要なことは、御承知の通りであります。これは、愛知県の復興史を見ましてもそうでありますし、ひどいところでは、大体一メートル近く地盤沈

ないような暫定的なものに對しまして

の日本全体の能力というものについて

おるのではなくて、これはもつと整備

をして考えていく、こういう、将来的態勢についても十分考へてもらいたい。

さらに、工法等の問題についても、

科学は前進しなければなりません。この問題とも関連をして十分生かされる、内

容の充実したものにする必要がある

と私は思う。これらの点について、

従来から施行規則等でいろいろ内容

が書かれておりますけれども、

これが緊急事態については、一刻も早

く、湛水を排除するということが至上

に相なるかもしれませんけれども、

これまでできないというところまでやつたつもりであります。ただ、そ

の間に、まあ、日本の国内における

サンド・ポンプ等の事情は、まことに遺憾であります。十二、三万馬力ぐらいいしかない。その中で——みんなそ

れぞれの用途についておるのであります

が、それを突如としてのあの災害に

対して、まず、当初は一万八千馬力ぐらいい集めればいいと思っておりました

が、修繕その他の手を要するポンプ船もあ

りますので、二万一千七百馬力だけのものが、修繕その他の手を要するポンプ船もあ

下がある。普通のところでも四、五十センチある。こういうことについては、昭和二十八年度の地理調査所の測定、あるいはその後の建設省でやられたいろいろな測定、こういうものから、すでにいろいろな資料が出ておるわけでございます。私は、自然に地震その他の要因によって地盤が沈下していく、こういう問題についても、やはり海岸防備上の問題としては、これが明らかになつていないと、うちの海岸は非常に安全な海岸だという安心感から、被害が非常に大きくなるということもあり得る。地盤沈下対策というのと災害復旧との関連は当然であるわけでございますけれども、こういう問題について、建設省として、従来どういうふうに考えておられるか、お伺いしたいと思う。

○山本政府委員 地盤沈下につきましては、特に南海震災以来の、異常なる天然現象によりまして起こりました地盤沈下につきましては、地盤沈下対策事業というのを設けまして、ずっと長くやっております。まだ若干事業費が残っておりますが、あと二年ぐらいではほとんど完了したいということにしております。それから、その他の地区におきまして、工業用水のくみ上げ等によりまして地盤沈下を起こしておるものござります。それに対しましては、地盤沈下対策事業費の補助を国費の中に計上いたしましてやっております。しかし、この問題につきましては、原因と結果等の問題につきまして、あるいは将来の見通し等につきまして、非常にむずかしい問題を含んでおりますので、地盤沈下対策審議会というのが内閣に設けられまして、そ

辺の因果関係、あるいは国としてどういうふうに取り扱っていくかという点を、日下審議中でございます。

ムといえども必ずしも安全でないと思われたが、そういう例もたくさん出でてこようと思う。安全度の問題は別の性格の問題だと思いますけれども、やはり、いわゆる多目的ダムの建設によるところの洪水量の調節の問題、それは、また予算との関連がありますが、直轄河川というものをふやして、国が責任において治水事業といふものを積極的に進める、こういうことが必要な段階にきていると私は思う。私どもは、台風の大小によって小河川の被害が非常に多くなってきた、こういうふうな傾向を読み取っておったところへ、今度大河川の被害が非常に多く出てきた。揖斐川、長良川、木曽川等の被害を見ますと、河川の大小を問わず、慘害の状況というものが次々と起きてきておる。こういうことにならる。これは、大小を含めて根本的な治水対策を考えなければならぬ緊急の事態にきていると思う。こういう問題に付き切ることも、特別会計の設置の問題、いろいろ出でているようです。從来からが焦点の一つのようになっておるので、すけれども、現実に予算の段階になると、計画通り進まない、こういう問題に私どもは直面をしております。この点について、根本的な治山、治水対策、あるいは三重県等の災害の状況から見て、直轄河川編入の強い要望が出ておるこれらの問題について、私も、あの十月一日に現地をつぶさにどういうふうに対処される予定であるか、お伺いしたい。

ハリコアターによつて視察をすること
ができました。が、いわゆる未曾有の大雨
出水であつたことが原因であつまう。
しかし、上流部の山腹がな
当荒らされておる、こういうようなな
とが原因となつた。いわゆる砂防によ
う少し力を入れて参りませんと、異
な出水による水位以上にその後水位は
上がつて、あのような被害を受けたも
のと、かように思つております。従
まして、これを直轄河川に編入して、
直轄でやるかどうかという具体的な問題
につきましては、全国各地から直轄
川編入の相当な要望がありますので、
これは一応調査した上で、何とか措置
いたしたいと思つております。

れたんじゃないかと思う。從来から摘要されている原形復旧的な考え方を揚棄して、積極的に改良主義とする、そのためには、やはり本法の関係条項の改正をやらなければならぬ。ところが、そういうことを回避されて、当面の特例法で今日を過ぎされようとしておられる。われわれの方からは、暫定措置に関する法律については、本法のこういう趣旨に基づく基本的な改正ということを提案しております。これとの関係で、今後小委員会の中でも審議を進めなければならぬと思っておりますが、これららの問題について、建設省としても、農林省としても、今後の問題としてどういうお考えで対処されようとしておられるか、農林大臣から、この点についてお伺いしたい。

○角屋委員 大臣は、そういうことで逃げられましたけれども、私は、現実に、過去の災害の場合の査定等の実態におきましても、これは予算委員会で、も、本委員会でもしばしば指摘されて、いるように、建設省、農林省と一緒に同行して、大蔵省の査定官がこれら。そうして、査定のできない現実だと思います。やはり、これは法の建前が、よく読んでみればわかるように、法の本文の方で原形復旧ということで貫いています。それに関連して、改良主義的なことが条項としてある。こういう形になつてていると思う。しかも、現実に予算の裏づけの問題からいきましても、たとえば、災害復旧に対して、災害関連という改良主義的な要素を含めると、この予算の比率といふものは、皆様お説によりますと、従来は5%であったのを8%に前進をさしたのだと言つておる。しかし、一体8%といふような比率で、ここまで災害関連によるところの積極的な改良復旧工事ができるかということは、これは、結論しなければ、いかに改良主義をとるのだと、とのだといつても、現実に現地では、少なくとも二割以上の裏づけをやるのではなくから明らかだと思う。私どもは、災害関連についての予算の上を行つた農林省、建設省の査定官にしても、現地の要望にこたえるような査定といふものはなかなかできにくい。あるいはまた、大蔵省はことに金を締めるところですから、厳密な査定をやるということになるのです。現実に、たとえば現地の報告を聞いてみます

と、三重県でも志摩から南西、南東、南北半島にかけての海岸地帯の非常に激甚地の海岸査定という問題について、——これは漁港も含めてですけれども、依然として、やはり原形復旧という頭で査定にきておる。こういうことで、非常に心配をしておられる。最近また行かれましたけれども、これはやはり太平洋に直面しておる熊野灘地帯としては、この機会に積極的な改良復旧をやってもらいたい、現実にそういう提案を持ってきておる。それから、現地の災害復旧で一番心配になるのは、原形復旧主義で依然としてやられるということに対する心配なんですね。そういう心配を払拭するためには、やはり今申しましたような考え方方が、その方針であるならば、国庫負担法なり暫定法なりの改正をやって、從来の考え方を切りかえる、こういうことを明らかにすることが必要ではないかと思うのですが、その点について、再度お伺いしたいと思います。

なことで、法の改正には手をつけない、かようないにいたしたいと思います。
○角屋委員 資金関係の問題で、われわれの方からは農林漁業金融公庫法の一部改正ということで、政府出資等も考えて提案をしておるわけですし、同時に、天災融資法等の問題についても、政府からも相当前進をした案を出してきておりますが、われわれの方でも、融資ワクの問題、あるいは、こういう天災の際の融資の利率の問題について、現地の罹災民の要請から、さらに政府案よりも前進した案を出しておることは御承知の通りです。こういう問題の中で、特に本日お聞きしたいのは、自作農維持創設資金の問題です。自創資金については、これは農林漁業金融公庫の今度の融資ワク百四十二億六千九百万円、こういう融資ワクの中でも、八五名の百二十一億二千九百万円を大体今年度使う予定で、それを土地改良、林業、漁業、塩業、共同利用あるいは主務大臣指定の問題、さらに自創資金の問題、こういうことで、それぞれ割り振っておられる。そして、自創資金には四十七億二百万円、こういうワクが示されておるわけです。ところが、現実にいろいろ農林漁業金融公庫なり、あるいは農林省の関係方面で聞いて参りますと、今手持ちは二十九億五千百万円だ、これで台風十四号、さらに激甚の被害を受けた台風十五号に対処しようとしておる、こういう実情にあるわけです。そこで、たとえば台風十五号の中心であつた愛知県、三重県、岐阜県等の被害の自創資金の需要額はどうか、こういうことになると、現実に需要額として上がってきておるのは、三県だけでも百二十九億

から上がってきておる。最小限、やはり五十億は、自創資金としておりてこないと困る、こういうことを切実に訴えられておるわけです。ところが、手を持てば二十九億五千百万円程度である。これは三県のみならず、その他の関係県にも当然分けなければならぬ。こういうことになると、三県の需要量で一番求めておるのは、こういう自創資金にたよってくる。これは三年据置、二十年以内年賦償還という問題があるし、いろいろ条件が多い。一戸当たり十五万円というような限度がありましようけれども、こういう問題が当然起こる。災害がひどければひどいほど、大きくなる。ところが、手持ちが二十九億そそここということになると、現実に罹災民の要求にこたえられないということになる。そこで、政府は四十億借り入れをやつて、農林漁業金融公庫の融資はこれで十分だと言わんばかりの態度でござりますけれども、やはり政府出資の問題なり、あるいは、さらに借入金の増額の問題なりを考え、特に、今取り上げました自創資金の問題等については最小限、やはり八十億以上百億をこえるようところにめどを置いて検討する必要があるのじやないかと思いますが、その点、いかがございましょう。

思う。さうなことで、今回は、特に融資につきましては、事こまかに検討いたしまして、ただいま論議をいただいておりますような提案になつておる次第でございます。天災融資法につきましては、過去におきましても、たとえば、二十八年の災害の際に、特別な撥付金はいたさなかつた。今度は貸し出しの対象につきましても、貸し出しの限度につきましても、また、金利につきましても、あらゆる方面から検討いたしまして御提案をいたしております。ただいまお話しのような内容になっておりますが、特に自作農維持創設資金につきましては、これは非常になつておるが故に、非常に需要が多いわけでございます。多いのでございますが、大体、私ども被害を受けた県の知事から事情を聞きました、このくらいの程度で御期待に沿い得るのであるまいかというふうに考えまして、前からありまする十七億円の上に、さらに三十億円というものを乗っけまして、四十七億円という額をもつて、この災害の自作農維持創設資金にするというふうにいたしておるわけであります。農家に関する限りにおきましては、金融措置はずいぶん私は整備されておると思う。この整備されていけるのが非常に複雑でございまして、一つの農家が、あるいは天災法からも金を受け、あるいは自作農維持創設資金に入り入れもあるというので、非常にいろいろな口がありまして、一つの農家が、さよないろいろな条件のいずれ

にも該当するという際には、これは多額の金を借りることになるのではないかと思うのです。そういうようなことを考えてみますと、これは、ただで補助をされるのと違うのですから、その償還も、またなかなか容易ではあるまいというふうにも考えられるのであります。そこで、自作農資金といえども、多ければ多いほどいいのだというふうには、私ども考へておられるのであります。やつぱり、この程度の金があつて、農家の立ち上がりのためのつなぎとして必要であるという額をにらんで貸すべきものではないか、こういう考え方を持つておる次第でございます。さようなことで、地元の要請からいえば少ないかもしだれぬが、さよないいろいろな角度から検討いたしまして、今回の三十億円の増額という程度が適切である、かようくに考へておる次第でございます。

○角屋委員 たゞいまの自創資金の問題については、私は、今度の災害の罹災

の実態からすれば、かけ離れた僅少

の額であると思ひますので、いずれ、

これはさらに小委員会で検討することにいたしますが、この機会に、天災融

資法の融資限度額について伺いたい。

これは御承知の通り、政令で出すこと

になつておるわけであります。これは

昭和三十一年度の場合には二十二億、

あるいは三十二年度の場合には三十一億、三十三年度の場合には五十五億と

いうのを、政令で融資の限度にしたわ

けですが、今回も昭和三十四年度の災

害に対する天災融資法の一部改正が出

て参つておりますが、融資限度を引き

上げる、その他いろいろな問題が出て

参つておりますが、いつ政令を出され、いつ融資限度をきめられるのか、

この機会にお伺いしたいと同時に、大額の金を借りることになるのではないか考へておられるのであります。そういうことを改めてみますと、これは、ただで補助をされるのと違うのですから、その償還も、またなかなか容易ではあるまいというふうにも考えられるのであります。そこで、自作農資金といえども、多ければ多いほどいいのだというふうには、私ども考へておられるのであります。やつぱり、この程度の金があつて、農家の立ち上がりのためのつなぎとして必要であるという額をにらんで貸すべきものではないか、こういう考え方を持つておる次第でございます。さようなことで、地元の要請からいえば少ないかもしだれぬが、さよないいろいろな角度から検討いたしまして、今回の三十億円の増額という程度が適切である、かよう

くしては、百三十億円を考へてお

ります。それくらいを考へておられるのか、お伺

いしたいと思います。

○福田国務大臣 融資限度といたしま

しては、法律が改正され次第、これは直ち

にできるように準備をいたしております。

○伊東政府委員 お伺いしますが、政令

になります。従来よりは、そういう点で

いたしました点で、従来のを改正いたしました。

○福田国務大臣 融資限度といたしま

しては、今回百三十億円を考へてお

ります。政令がいつ出るか考へておられ

ます。なお、提案をしております法律案

が通過するという前提をもつまして、

諸般の準備を進めておる次第でござい

ます。

○足鹿委員 関連して、今、角屋委員

から自創資金の問題について、主とし

てワクの拡大等の御質問がありまし

たが、これに関連をいたしまして、借り

入れ手続等の簡素化、迅速化の問題はい

かのようにされておられますか。これ

は、先日農地局長に非公式にお話を聞

いた際には、これはきわめて簡易化し

ておるのだと、こういうお話で、私ども

もそうだと思っておった。ところが、

現地からたくさん人が見えまして、地

方庁を通じて罹災農民に通達をされて

おりますことは、一つも変わっており

ません。たとえば、自作農維持創設資

金適格認定申請書、いわゆる農業經營

安定計画書をますつけまして、それに

膨大な、こまかい、非常にめんどうな

ものの提出を求め、さらに、農業委員

会の意見書の添付書類を付して、一つ

も簡易化されておらぬ、こういう声が

次々とくるのであります。簡易化して

おられるならば、どういふうに簡易

化しておられるか、その趣旨をどうい

うふうにして地方庁を通じて罹災農

民、また、一般に周知徹底をさせてお

こういうことで補助率が出てきております。もちろん、客土の問題は、土地改良的な性格というものをそれ自体として持っておりますが、長期灌水といふ今度の灌水地帯の実情から申しまして、やはり、なるべく高率の補助適用というものを中心に考えなければならぬと思うのです。これは御承知通り、除塩の対象になる地域については政令で指定するということになつておる。従つて、おのずから災害の極端な地域が対象になつてくるわけです。そういう意味で、客土の二分の一ということについては、農林省としては、土地改良的な性格を持つておるからといふことが、おそらく理由でしよう。しかし、これは双方ともに含んで高率補助適用というものを考えなければならないと思うのです。私は、そういう意見を持っておるのですが、同時に、城南にいたしましても、あるいは木曾岬、長島にいたしましても、あるいは岐阜の多芸輪中にいたしましても、また、愛知県の長期灌水の海岸地帯にいたしましても、現実に稻が残つておる。この稻刈りといふものは、普通刈るよりも何倍かの労力が要る。これは、やはり刈つて、そして除塩という仕事に入らなければならぬ。農林省の方では、こういう現地側の稻刈りその他の除塩はないというデータが出ていけるのだ。こういうことで、稻を中に刈り込んでしまっても、試験場では実際に影響はないという方の説明を、私にもしておられるわけすけれども、やはり、これは土質にも関係がある。こと

に、北西部のところは大体粘土地帯が下層部にある。その上に耕土があるわけです。そういうふうなところで稲全部を刈り込んでしまわずに、中へすぎ込んでしまうということが多いのかどうかということは、相當な問題があります。根くされ心配も相当しなければならぬのじやないかという問題が出てくる。だから、そういう心配を排除するためにも、稻刈り作業についても現地の災害の実態から見て、この際助成というものを考えていく必要があると思うです。これは大した金にならないと思う。そういう点で、私は、政府から出して参りました除塩の法案については、除塩に関する事業という一項目を四の次に加えて、そして、こういう稻刈り等についても助成を行なう。こういうふうにすべきだと思いますが、その点について、どういうふうに考えておられるか、お伺いしたいと思ひます。

は大したことのないのだから、理屈はありませんが、私どもは、それ 従つて五割としておいたらどうだ、か ようなことで、五割というふうな低率 を特に設けた次第でございます。 私も、そこまで検討もしておりません が……。

○伊東政府委員 稲、それから稻作の 問題でございますが、これは、われわれの方の技術的な見解といたしまして、十分水をかけますれば、かなり塩 分はとれますし、これをすぎ込みましても、今、先生のおっしゃいましたような心配はないのじやないか。これは試験の結果、いろいろ勘案しまして、法律では、これにつきまして補助の対象としなくても、すき込みということであつて、この調査につきましては、今後続けて調査をいたしたいと思いますが、そういう結論で、今のような法案を作つたわけでございます。また、この調査につきましては、今後続けて調査をいたしたいと思いますが、そういう結論で、今のような法案を作つております。

○角屋委員 今の問題は、さらに小委員会でいろいろ検討することにいたしました、次に、農協の再建整備の問題です。これは、私どもが法案を出したからということに決してこだわっておりません。今日の台風十五号を中心とした本年度の災害の実態から見て、本年の三月三十一日で、すでに再建整備法の指定という期日は過ぎておるとして、期間五ヵ年で再建整備を指定されたところは、再建整備をやっておるという段階であります。現実に、本

年度の災害の実態からして、從来は再建整備の対象にならないような組合でも、やはり壊滅的な農協の被害が出ておる。たとえば、木曾岬とか長島といふところは、從来は非常に経営の内容のいい農協でございますが、今度は壊滅的な打撃を受けた。こういうところも含んで、岐阜、愛知、三重の三県では相当の再建整備を要する農協等が出てこようと思う。これは單に三県のみならず、全國的に言えると思う。この際、私は、再建整備の本年の三月三十日で終わっている期限というものを当初来年の三月までと考えましたが、これでは、やはり長期湛水地帯では、それまでに再建整備の指定を受ける態勢ができるかどうかわからぬ。こういうことから、安全を見まして、二年間、再建整備の指定の期間を延長して、そうして、そういう被害激甚地の農協の立ち上がりを促進する、こういうことを、やはり直効に検討しなければならぬ。農林省の関係方面にもお伺いをしましたところ、それは必要だから、われわれも検討しておるのだと言ふことを、われますけれども、この際、やはりこの機会にやるべきだらうと思う。そこで、こういう災害の実態から見て、農協の再建整備の必要性というものについて、大臣はどういうふうにお考えになつておられるか、お伺いしたいと思います。

連いたしまして、ことし期限の切れましたものをどうするかという問題が、御承知の通り考えられる次第でござります。私どもは、農協といわば、農協等の基盤になつてゐる農村が何とかして立ち上がらなければならぬ、そういうふうなことで、非常に撲滅的な打撃を受けておる部落に対しましては、部落補助金というようなことまでやつて、その立ち上がりを助成するわけでございますが、農協自体につきましては、お話しののような事態もありますので、通常国会会期階までに結論を得るようになります。そこで、今検討しておりますので、さよう御了承を願います。

場合に適用するということに相なつておるわけであります。そういうふうに相なつて参りまして、三隻に一隻の割合で八割補助を行なう、こういうのが結論に相なるわけでござりますけれども、そこで問題点としては、漁船保険をかけておるという漁業者、これは漁協等が指導され、あるいは県が指導されて、積極的にそういうものの中に入っていく。これが対象にならない。しかも、そういう保険で当たるところの額というものが、建造資金に比べて全体の割合がどういうようになるか。私ども聞いておるところでは、保険でもらうのは、建造資金の二、三割だということを聞いておる。そういうふうな問題等もある。保険をかけ得ないと、いうのは零細漁民でございますから、経済的にはもつとひどいのだというふうに相なりましようけれども、この際やはり、保険をかけておる漁民と、保険をかけていない漁民というものの不公平が、行政指導上起こってはいけないと思う。そういう問題についても十分やはり配慮しなければならないと思います。また、二十五隻なり、七五%なりという限度の問題についても、これではやはり大きく問題になります。もつとの対象といふものについては緩和をする必要があるだろう。さらに、三隻に一隻といふこの問題についても、やはり大きく問題になる。せっかくここで農林大臣が大きく前進をさせようということで取り上げられたのであれば、今後小委員会で検討願うわけですけれども、願わくは私どもが出しております線まで前進をしてもらいたいというふうに思つておるわけです。今度の漁船を対象にした補助、

○福田国務大臣 私は、沿岸漁民といふものは、災害がなくとも、特別の何らかの助成を必要とする階層だというふうに考えまして、今後とも一般的にさような考え方を進めていきたいと思います。ところが、その零細な沿岸漁民のところに災害問題が起こっておりましたので、これは何とか特別に考えなければならぬというので、こういう制度を初めてやってみるというふうにいたしましたわけでござりますが、そのことにつきましては問題はないのであります。ただ、それを適用する場合にその範囲をしほる、そのしほり方がきついではないか、こういうお話をどうぞさいますが、まず第一に、その対象となる船ですが、保険に入つておる者は適用しないというような考え方方も実はあるわけです。あるのであります。御説のように、それでは権衡がとれないのでないではないかという問題もありますので、この点はなお考慮直してみます。

うのは当を得ているのではあるまいか。それでは、しかば二十四隻以下の場合はどうするのだ、こうおっしゃられるのだろうと思ひますが、それは対しましては、一漁業協同組合当たりの、被害を受けました船が何隻以上に及ぶところにつきましては、二十五隻以下といえども、今度の補助を適用するというふうにいたしたいと思つてあります。その何%というのが、今度は、お話を伺りますると、七五%だと、いうふうに農林省で考えておるが、これはきついではないか、かようなおおむねのようでもございまするが、これもさういはきついかもしれないと考えます。これも少し再検討してみたい、かようによつておる次第であります。

いふにやつて、お話しすこゑござります。妻夫にいはまがよすこゑて、話題がござります。人間格があるか、あるいは法人格がなつか、こういうようなことから、助成対象になる、ならないが一つの論点になつておる。しかし、こういう問題についても、やはり私どもの方では、令で指定する農林漁業者の組織する体、こういうことで、そういう新農設計画等で推進をして参りました。共同利用施設等については、これの助成の対象にいたしたいというよう考へておるわけですが、そういう問題も、現実に共同利用施設の問題としては出てくる。これらの問題については、当初私どもが農林省の考え方から聞いておるところでは、実態から見てわめて不十分だ、もっと前進をさせてもらいたい、こういうふうに考へておるわけですが、その点について大臣のお考えを承りたいと思います。

〔委員長退席、綱島委員長代理出席〕

○福田国務大臣　共同利用施設につましては、御承知の通り、從来三割補助するというふうになつておつたのを、今回は大幅にこれを引き上げて九割に持つて参りたい、こういふうにいたしたわけなんです。しかば、その二割なり九割という割合が用になる額をどういうふうにしてるかという問題が起つてくるわけございまするが、お話をのように、私は補助率を非常に高く引き上げましたのですから、その評価の方は、従来のような残存価額主義でいいのではあるまいか、ただし、税法上の償却年はあるまいか、それから過去に比べて四割を増して計算する、こういう針でございますから、割合が高いとう点で大体バランスがとれたやり方があるまいか、それから過去に比べて

まするが、これは入植者には一切御迷惑はかけません。全部国庫でもってこれを負担する、こういう復旧のいたしましたにとりますと、湛水の時期が来年の二月ぐらいまで続く、かような悲惨な状態になるわけであります。これに対しましては、特に集合住宅をあの近傍に設けまして、全部の生存者にあすことになりました。それで、たとえば鍋田干拓のごときを例にとりますと、湛水の時期が来年の二月ぐらいまで続く、かのような悲惨な状態になるわけであります。これに対しましては、特に集合住宅をあの近傍に設けまして、全部の生存者にあすことになりました。それを願うわけであります。そしてお移りを願うわけであります。そして排土、排水等に御尽力を願うということを考えておる次第でございます。排土、排水が済みますと、いよいよ耕作地に各自が着手するということになつてくるわけでございますが、その際におきましては、共同施設等につきましては、御承知の通り、予算案の中におきましても、集団部落対策費というようなものも掲げておりますので、この方々がそう困難なく復興できるということにつきましては、これはあらゆることを考えて措置しているわけであります。

再起するということは、これはなかなか骨が折れると思うのです。ことに前に国から借りておる借金の問題というのは重荷になると思うのであります。が、これは災害にかかわらず、開拓者の負債問題というものは、一つ何とか考え直さなければならぬ時期に来ていましたが、かよううに考えておる矢先に、この事件が起つてきておるわけなのであります。さようなことで、一つ農家再起の重圧にならぬようにしておる、特に鋸田とかああいうひどいところにつきましては、一つ一つ取り上げて処置していくたい、かよううに考えております。

家をやられ、漁船をやられという、そういう壊滅的な被害を受けておるところが至るところにあるわけです。ですから、そういう漁村地帯の共同化施設の助成——あるいは山間部においては、先ほども申しました梯田の上流地域においても、やはりそういう精神を生かしていく。農林省というのは、これは農地局ばかりでなく、水産庁もあればあるいは林野庁もあるという、いわゆる総合的な農山漁村を対象にした農林省でございまますから、被害激甚地の長期灌漑地帯においては、非常に悲惨でございますから、被災地の長期灌漑地帯といふのは、非常に悲惨でござりますし、そのことが注目を引きますけれども、やはり被害の姿といふのは各種各様でありますと、農村においても、漁村においても、山村においても、至るところに悲惨な姿といふものは起こつておる。従つて、こういう共同化の施設の助成という問題についても、広く漁村にも、あるいは山村にも適用するという前提で、積極的にこういう問題を推進していくことが必要だらうと思いますが、この点について大臣からお伺いをいたしたいと思います。

る、こういうふうにいたしておる次第でござります。

○角屋委員 漁村に適用しないといふ考え方ですね、これは小型漁船で少々金を出すから、あとのものはと、こういうお考えかもしませんが、私は、たとえば伊勢湾の海岸地帯で、漁具倉庫、あるいはいろんな加工施設、こういう個人の加工施設がやられたり、漁具倉庫がやられたりしている。私はそういう個々の加工施設や漁具倉庫を個々ならばらの弱い経済力でやるというのではなくしに、むしろ鉄骨の骨組みを作つて、それを区割りにして加工施設等もやつたらどうか。そういう改良主義をとつたらどうか。あるいは漁具倉庫についても、それを漁具を置くところは仕分けをして、がつちりした倉庫を作つて、その中に入れていく、こういう形をやはり考えていつたらどうか。こういうふうなことを考えて参りますと、単に農村と山村に共同化施設の助成ということではなくて、沿岸漁業の今日の姿から見ても、やはり漁村においても共同化施設の助成をやつしていく、こういう積極的な意態が必要ではないかと思うわけですが、いかがございましょう。

うに際しましては、被害の状況に応じまして、特に政府としても力を入れたいきたい。かようなことに御了承願いたいと思います。

○角屋委員 漁業の問題が出ましたので、漁港の修築の問題ですが、これには御承知のように、漁港法で漁港は一種から四種まで分かれております。さらにも三種についてはまた特別のものがござる。御承知のようにこういうふうに分かれているわけですが、私は、経済利用の観点から第一種から第四種まであるということについては否定はしませんが、しかし、たとえば熊野灘に面するとか、あるいは伊勢湾に面するとか、あるいは太平洋に直面しているとか、こういういわゆる前提条件というのは、どういう漁港の種類に分かれようと、同じことだと思います。ところが、これは一種漁港だからとかあるいは四種漁港であるからという経済的な価値判断からして、災害復旧等の場合には、非常に小さな漁村の漁港といふものには、必要であるにかかわらず、旧態依然として原形復旧でお茶を濁されてしまう、こういう例が非常に多い。これはやはり經濟の価値判断からいって、日本全国に行き渡つての利用価値がある問題と、その沿岸漁民の利用を中心とした問題との差別というものは、もちろん性格的なものはあるうううけれども、置かれている自然的条件に対しても、海岸を防備するという前提は、これはもうそういう種類にかかわらないと思う。そういう意味で、私は三重県の志摩から南北の方にかけて回ってみて、災害復旧の場合の査定の基準という考え方において、原形をとつたり改良復旧をとつたりする頭の

中に、これは一種漁港である、これは二種である、三種であるという価値判断といふものが先行しているというところに、一つの大きな災害復旧上の問題があるということを痛感しているわけです。従つて、今後ともに水産庁の方で査定を進められるわけですから、それもやはり自然的条件に対して災害復旧をするにはどうするか、それに対する万全の態勢をどうするかという科学的な基礎の上に立つて漁港の修築をやる、こういう基本方針が立てられなければならぬと思うのですが、そういう点について大臣の考え方を承りたいと思います。

○福田 国務大臣 今度の台風によりましては、特に伊勢湾、渥美湾、これが非常に壊滅的な打撃を各漁港において受けているわけです。そこで特に問題

になるのは三重県の南部でござりますが、これが北部とやや事情が違うのでないかというような意見もあるのです。従つて、今度の伊勢湾台風の特別復興地帯として高率補助をする対象とされるかどうかというところに、まだ意見の合わない点が政府としてあります

が、大体三重県全域の漁港につきましては、私どもとしては、伊勢湾台風地

区として指定をいたしたい、かのように考えておるわけであります。そういう仕組みになりますれば、お話を

うに、今後改良復旧を含めまして、十分な復興ができるというふうに考えておるわけであります。

○角屋 委員 林野関係の問題で、山の問題、治山治水関係の緊急砂防、その他の問題もありますし、ことに今度の台風十五号の場合には、莫大な風倒木

が生じておるという問題もあって、風

倒木対策については、先般の別の委員会でも大臣にお尋ねをしたら、これを

バルブへの利用その他いろいろ進められておるわけですから、現実に

風倒木の対策の問題が今どういうふうに具体的に進んでおるか。あるいはま

た、実際に換金価値のない風倒木等については、やはり森林組合等に対する適

当な助成等によって、換金価値のない風倒木を処理してもらうということでも必要だろう。さらに、実際に伐採の期

限にきておらないものが風で倒れるところにによる山林の資産関係の変化

すけれども、農林省としても、そういう問題についても減免措置その他の問題が強く要請されていることは御承

知の通りですが、これは所管が違います。従つて、神宮の宮城林が非常にやられておるわ

うようにしておられるか。これは旧来の伊勢神宮という

考え方からして、神宮の方ではそういう問題については非常に遠慮しておる

わけです。これは必ずしも十台以下のところに大体なりそうだと

並びに来年一ぱい程度でこれの搬出を終わりたいということで、現在計画を進めておるのであります。これの伐

採、搬出等に必要とします資金につきましては、農林中央金庫におきましては、農林中大金庫におきましては約二億円程度の融資

を、県林連として農林中大金からやるという方針も大体まとまります。それで、岐阜県におきましては約一億円、長野県におきましては約二億円程度の融資

を、県林連として農林中大金からやるというふうに考えておる次第であります。

○角屋 委員 林野関係の問題で、山の問題、治山治水関係の緊急砂防、その他の問題もありますし、ことに今度の台風十五号の場合には、莫大な風倒木

が生じておるという問題もあって、風

倒木対策については、先般の別の委員会でも大臣にお尋ねをしたら、これを

バルブへの利用その他いろいろ進められておるわけですから、現実に

風倒木の対策の問題が今どういうふうに具体的に進んでおるか。あるいはま

た、実際に換金価値のない風倒木等については、やはり森林組合等に対する適

当な助成等によって、換金価値のない風倒木を処理してもらうことになりますと、病害の誘致という

問題になつてくる。こういう問題については、やはり放置されるというふうに思ひます。

○山崎 政府委員 十五号台風によりまして、三重、愛知、長野を中心とし

りますので、真珠の問題についてお伺

いしたいと思う。

○角屋 委員 最後に、時間の関係もあります。

○角屋 委

て、あまり消極論にならずに、この際積極的な助成策、そしてまたそれは單に真珠經營者に対する配慮ばかりでなくして、そこで働いておる真珠従業員、これはもう數千名に上るわけですからけれども、これらの姿も明らかにしながから、そういう問題についてのいわゆる労働関係の対策と関連をして、万全の措置をとつてもらいたい。これはやはり技術陣の問題でござりまするから、これが他に流用されてしまうということになると、これはやはり将来の技術陣容の問題としても、問題が起つてくると思う。ですから、そういう総合的な問題の検討の上に立つて、真珠対策についての万全な態勢をとつてもらいたい。特にこういう点について熱望申し上げておるわけですから、大臣の所見を承りたいと思います。

を処置するのが筋だと思うのであります。ですが、その点につきましては、天災融資法及び農林漁業公庫融資の方を改善いたしまして、天災融資法によるところの経営資金につきましては、五十万円というふうにワクを拡大いたしましたし、また公庫の融資によりまする施設の復旧につきましては、五百万といふことを想定しておりますので、このようないく金融措置をあわせ講することによって、ほぼ復旧ができるのではないかというふうに考えて、それぞれ目下検討をしている段階でございます。

○角屋委員　ただいまの真珠の問題については、さらに小委員会でいろいろお伺いをしたいと思いますし、また、産業関係あるいは蚕糸関係、果樹関係等、いろいろ農林関係は多方面にわかつて問題もあるわけでござりますけれども、細部はまた小委員会の中でいろいろお伺いをすることにいたしまして、私の質問は、本日はこの程度で終わります。

○綱島委員長代理　三田村委員。

○三田村委員　建設大臣は予算委員会を行っておりますから、主管の山本河川局長から御方針をお伺いいたしたいと思います。七日の当委員会でごく一部分建設大臣にお尋ねしたのでございますが、次回から小委員会になりますと、あるいは私が発言する機会もないかもしれませんので、この機会にお尋ねいたしておきたいのでござります。

御承知のように、今回の十五号台風、それからその前の八月の集中豪雨、この二回にわたりまして、岐阜県の多芸輪中、牧田川が決壟いたしましたのでございます。約三千町歩完全に水びたしになりましたして、この臨時国会が一

月早く開かれておりましたならば、今一度の伊勢湾地帯と同様に、大へんな問題になつておつただらうと私は思うのですが、幸い、建設省の御努力によって、第二回の決壊も仮縫め切りを完了し、排水も終わっておりますが、しかしながら、地元民衆の立場からいたしますと、非常に深刻な不安を持ち、また堤防、河川そのものに対する信頼度も失いつつある現状でございますから、この揖斐川、長良川両河川を中心とした問題について、建設当局の御方針を伺いたいのでござります。問題は三点あります、まず第一に多摩川輪中の決壊箇所、同時に、これも二回目で決壊いたしました垂井の相川の決壊箇所、この二つの決壊箇所に関してどのような復旧改修の計画をお持ちでござりますか。冒頭に申しましたように、二度決壊の被害をこうもりまして、非常に地元の民衆は大きな不安にさらされ、再びこういうようなことがあっては大へんだという気持が一般に満ちあふれておるのでございます。だから、今一度これを改修復旧されるについても、再びこういうことのないよう、絶対に同じような災害が起らぬないように、一般関係住民の願望でござります。そういう観點から、どのような復旧改修の御計画をお持ちでござりますか、具体的に一つ御説明願いたいのでござります。

今後の処置の問題でございますが、多芸輪中の根古地地先の堤防の破堤修理が所の復旧の問題がます第一番でござります。これは全体の復旧工事が、金額一億二千万ばかりでございますが、その前後年度内に全部を終わるという計画になつております。それから切れた個所ももちろんでございますが、その後に堤防を水が越した個所がございません。この点につきましても、非常に元の方々も不安に思つておるわけでございますので、今回の補正予算に直轄河川改修費というのを一億円計上しておりますけれども、そのうちの六割以上をこの地点の改修費に振り向けて、これまで本年度中にかさ上げ工事を完了してしまいたいというように考えております。これができますと、現在の堤防よりも一メートル五十高くなるわけでございまして、来年の出水等に対しましても、十分持ちこたえることができる。しかも、護岸等も削除にはいたしまして、漏水等のない、とうに考えるということでございます。さらに、そのほか牧田川につきましては、まだやらなければならぬところがあるわけでございますが、今回の災害にかんがみまして、ただいま検討をいたしております五年計画の中には、せひこの問題を強く入れて参りたいと申します。そこで検討いたしておりますので、この点につきましては、来年度予算におきまして、せひ一つ強力に実施していきたいというように考えております。

相川につきましても、今回の災害にりまして破堤をいたしたわけござります。非常に広い区域が土砂に埋り、あるいは浸水いたしたのでござますが、この地区的復旧につきましては、単に災害復旧だけでなく、関工事をつけ加えまして、再びこういったことのないよう処置していただきたい、いうように考えております。

○三田村委員 大体御計画を伺いまして、一応安心いたしました。どうぞつ強力に実行していただくようお願ひいたします。

第二の問題は、今度の八月、九月の災害によって揖斐川が非常に荒れたでございます。この揖斐川の関係住民といふのは、非常に広範であります。が、この揖斐川の始末に非常な関心を高めてきた、こういう観点から県側も強い希望を持つておるのでござりますが、この揖斐川の上流に、すでに昭和三十年から計画がありました横山ダム、これは洪水調整と農業用水の充電を主目的とした多目的ダムでございますが、これを急速に実現し、ぜひこれを実行してもらいたいという要望が西濃地方一帯の強い声になつて参つたことは、建設省も御承知の通りでございます。実は私も、この多芸輪中の問題以来、あるいは揖斐川の問題あるいは長良川の問題で八月から今日までうるさいくらい建設省に伺つて、あるいは大臣、あるいは局長にお願いしておりますのでございますが、この機会に、今の根古地決壊箇所の改修、復旧と同時に、そのもとをなしておる揖斐川の上流の、洪水調整を大きな任務として横山ダムの計画の内容、それから延焼状況、大体の見通し、それらについて

現在おわかりになつておられる程度を、この際御説明願いたいと思ひます。

〔納島委員長代理退席、委員長着席〕

○山本政府委員 拝斐川の上流の横山ダムの点についてのお尋ねでござりますが、本ダムは、建設省の直轄の多目的ダムといたしまして、昭和三十二年度、三十三年度両年にわたりまして、実施計画、調査をいたしたわけでございます。本年度から本工事に着手することとなつておるわけでございます。御承知のことく、地元の用地問題等で割合に手間取つておりまして、まことに残念に思つておりますが、その点もだいぶ好転して参りましたので、近く来年度は工事費といいたしまして十五億円程度を要求いたしまして、ほんとうの工事にかかりたいというように考えておりまして、ただいまのところは、竣工予定は昭和三十八年度といふことになつておりますけれども、今回の水害等にかんがみまして、できるならばそれよりも早くでかすようになつたといふに考えております。

なお、本ダムの計画の内容でござりますが、高さは七十九・五メートルでございまして、有効貯水量が三千三百萬トンでござります。そのうち洪水期には二千五百萬トンの容量をあけておきまして、洪水を調節するわけでござりますが、たとえば十五号台風のときこのダムができるおつたとするならば、上から入つてくる量が毎秒二千五百立方メートルくらい入つてきたの

が、千四百立方メートルくらい減らすことができるというふうな計画でござ

いますので、これがでておりますな

が含まれて十四ヵ所もあります。延べ一千六百五十五メートルになつておりますが、建設省でも御調査の通り、警戒水位をオーバーした個所は無数になりますし、すでに堤防を越えて岐阜市

に溢流したところも、あの長良川にあります。なお、このダムは洪水調節がお

りますが、建設省でも御調査の通り、

の内容をお示し願いたいと思ひます。

○山本政府委員 拜斐川、長良川の堤防につきましては、根古地の牧田川の

堤防は不幸破堤いたしたわけでござ

りますが、ほかの部分につきましては、堤防が半分欠けてしまつたというよ

うです。なほ、ほかの部分につきましては、堤防の上を越してしまつた、あるいは

堤防が半分欠けてしまつたというよ

うです。なほ、ほかの部分につきましては、堤防が半分欠けてしまつたとい

ざいますから、こういうことについても、何か建設省としてお考えがおありだと思います。河川の高くなつた問題、それから河川の中にある民有地の問題、二つの問題についてのお考えを伺つておきたい。

○山本政府委員 河川の川床が上がりますと、堤防を幾ら上げても同じことか、あるいは悪い状況になるわけでございまして、この点につきましては、従来、揖斐川、長良川等におきましては、川の中の土を掘るポンプ船で掘つておつたわけであります。さらに今回の出水におきまして上流が相当荒れておりますので、土砂が流れてきておるということが想定されるわけでございますので、本年度内に調査費を計上いたしまして、それらの点につきましては、詳しい調査をいたしたいというふうに考えております。

それから河川の中の民有地、私有地、あるいは人家等の問題でございま

すが、私も、災害後あの付近に参りました。非常に民有地もありますし、あるいは民家等もちょっと高いところにはあるような状況でござります。これらの方々が、むしろ住んでおられるようになりますと、あの中に住んでおっていただくことは、まあ一つの民生安定上もまことにありますし、また、川の疎通の上から言いましても、せつかくほかのところをよくいたしま

して、それらを含めますと約十七億。そ

れから補正予算に計上されております

七億余り——支出されたものもありま

すし、近く支出されるものもありま

すて、これに対しまして、すでに予算と

せまして川の姿をどうしたらよいかと

いう全体の計画を作りました、川床の

調査と同様に、川の中の状況を、民地

等の状況も調べまして、これらの川の

処理上、あるいは中に住んでおられる

方々のお考え方等も十分承りました、

善処していくかなければならぬ問題であ

るというふうに考えております。

○南條委員長 辻原君。

これは建設関係だけな

しに、農林省にも実は一緒にお聞きし

たのであります。まだ農林省が見え

ておられないようでありますから、先

に建設関係についてお尋ねしたいと思

います。

これは、この間から予算委員会でも

非常に問題として政府に對していろいろ

ただしておる点であります。いろい

いろ特別法ができ、あるいは予算の成

立を見て、いよいよ具体的な復旧事業

に取りかかる、こういう場合に、私ど

もとして従来の経験にかんがみて一番

その点で特にこの機会に伺つておか

ば御説明申し上げておるわけござい

ます。少しだけ申りまして数字的に

申し上げますと、建設省の総被害の報

額は、これは十月の十八日現在でこ

そまで処置されましたものによりまして

どの程度の進捗ということは、しばし

れば御説明申し上げておるわけござい

ます。この二五%というのは、先生御承

知と思いますけれども、緊要の工事が

全體の工事のうちに七〇%あるとい

うことで考えますと、それを三・五・二

でやるということに相なりますと、二

一%初めの年にやるわけです。それか

らその他の災害につきましては、全體

の三〇%の残りの分のうち、四%を當

然やるというのが従来の方式でござい

まして、合わせて二五%に相なるわけ

でございまして、今申し上げました予

算をもって二五%の事業を執行する。

それから、先ほど申し上げるのを忘

れましたけれども、補助災害に激甚地

といふものがどのくらい入っているか

ということございますが、先ほど申

し上げました数字の中には、激甚地を

全災害の六〇%というところで補正予算

の額は計上いたしております。さて、今

回の激甚地の指定の基準がきまりま

したためにどういうことになるかとい

うことでございますが、その六〇%の全

国比率が一割くらい増しまして、六

六%ないし七〇%くらいの程度になり

して、それでも、それらの部分が障害になるとはどんどん進んでいるようあります。そこで伺いたいのは、現在の建設関係等では、建設関係の予算がはたして全体の計画を通じて初年度三割という形において工事が実行できるように確保せられておるのかどうか、また査定調査にあたりましては、それらもあわせまして川の姿をどうしたらよいかと方々のお考え方等も十分承りました、川の中の状況を、民地等の状況も調べまして、これらの川の処理上、あるいは中に住んでおられる方々のお考え方等も十分承りました、川の中の状況を、民地等の状況も調べまして、これらの川の

関係等では、建設関係の予算がはたして全体の計画を通じて初年度三割という形において工事が実行できるように確保せられておるのかどうか、また査定調査に同様に、川の中の状況を、民地等の状況も調べまして、これらの川の処理上、あるいは中に住んでおられる方々のお考え方等も十分承りました、川の中の状況を、民地等の状況も調べまして、これらの川の

関係等では、建設関係の予算がはたして全体の計画を通じて初年度三割という形において工事が実行できるように確保せられておるのかどうか、また査定調査に同様に、川の中の状況を、民地等の状況も調べまして、これらの川の処理上、あるいは中に住んでおられる方々のお考え方等も十分承りました、川の中の状況を、民地等の状況も調べまして、これらの川の

関係等では、建設関係の予算がはたして全体の計画を通じて初年度三割という形において工事が実行できるように確保せられておるのかどうか、また査定調査に同様に、川の中の状況を、民地等の状況も調べまして、これらの川の

関係等では、建設関係の予算がはたして全体の計画を通じて初年度三割という形において工事が実行できるように確保せられておるのかどうか、また査定調査に同様に、川の中の状況を、民地等の状況も調べまして、これらの川の

関係等では、建設関係の予算がはたして全体の計画を通じて初年度三割という形において工事が実行できるように確保せられておるのかどうか、また査定調査に同様に、川の中の状況を、民地等の状況も調べまして、これらの川の

関係等では、建設関係の予算がはたして全体の計画を通じて初年度三割という形において工事が実行できるように確保せられておるのかどうか、また査定調査に同様に、川の中の状況を、民地等の状況も調べまして、これらの川の

はせぬかということでおざいまして、そうなりました場合には、約二億から三億の間くらいが、本年度分といたしましては必要になるのではないかということでおざいまして、これは予備金の範囲内でもがなえるのではないかとうふうに考えております。

○辻原委員 少し聞き漏らしたのですが、大体補助事業については、予算で見積もった分は債務負担行為を入れて大体二八・五%という進捗で、さらに未確定な未査定の分も相当含まれているようだが、それはまだ現在におきましてはわからぬ。それから激甚地の分については、そう大きな数字の変化はない、とうふうに今聞いだのです。しかし、われわれの考え方からすれば、最近の現地において査定をされているような状況から見れば、多少被害各地においての実情調査その他がおこなわれているようなどころもあって、実際にばかり上回っているところも出てくるのではないか。それと、激甚地見込みからして若干過小に過ぎるきらいもあるのではないか、そういう感じがいたすわけあります。もちろん、数字をつかんでおりませんから、これは申せませんけれども、なぜそういう点についてわれわれが心配いたしますかといえば、これは二十八年のおりには申せませんけれども、なぜそういう点についてわれわれが心配いたします。

○辻原委員 少し聞き漏らしたのですが、大体補助事業については、予算で見積もった分は債務負担行為を入れて大体二八・五%という進捗で、さらに未確定な未査定の分も相当含まれているようだが、それはまだ現在におきましてはわからぬ。それから激甚地の分については、そう大きな数字の変化はない、とうふうに今聞いだのです。しかし、われわれの考え方からすれば、最近の現地において査定をされることは、多少被災地指定が拡大したために新しくふえる事業量、補助対してどの程度のもののがふえるか、伺っているところでは二億とか三億とかいわれているが、その範囲のものかどうか、これもはつきりしておいてもらいたい。

○山本政府委員 お詫のようになりますが、大体局長から数字的な問題を伺つたのですが、ボイントだけこの機会に、老婆心でありますけれども、今までの災害復旧の現況に照らして、一つあるいは効用復旧ということを強調せられておる中で、それを厳密に根元において締められるといったようなことになれば、私はほとんど見るべき改良工事などといふのはなくなってしまふんぢやないか、この点について伺つておきたいと思います。

○山本政府委員 お詫のようになりますが、大体局長から数字的な問題を伺つたのですが、ボイントだけこの機会に、老婆心でありますけれども、今までの災害復旧の現況に照らして、一つあるいは効用復旧ということを強調せられておる中で、それを厳密に根元において締められるといったようなことになれば、私はほとんど見るべき改良工事などといふのはなくなてしまふんぢやないか、この点について伺つておきたいと思います。

○山本政府委員 お詫のようになりますが、大体局長から数字的な問題を伺つたのですが、ボイントだけこの機会に、老婆心でありますけれども、今までの災害復旧の現況に照らして、一つあるいは効用復旧ということを強調せられておる中で、それを厳密に根元において締められるといったようなことになれば、私はほとんど見るべき改良工事などといふのはなくなてしまふんぢやないか、この点について伺つておきたいと思います。

○山本政府委員 お詫のようになりますが、大体局長から数字的な問題を伺つたのですが、ボイントだけこの機会に、老婆心でありますけれども、今までの災害復旧の現況に照らして、一つあるいは効用復旧ということを強調せられておる中で、それを厳密に根元において締められるといったようなことになれば、私はほとんど見るべき改良工事などといふのはなくなてしまふんぢやないか、この点について伺つておきたいと思います。

ゆる再査定の問題、金を限定するために査定は現状を無視して非常に切り落とす、こういう点については、今しないと明言をせられおりましたが、これは特に建設省のみならず、会計検査院あるいは大蔵省、こういった方面とも私は非常に関係があると思う。もちろん査定について非常に甘いような査定ということは、国費の面からいって厳に戒むべき、慎むべきことでありますけれども、不必要にそれそれ所管に応じてこれだけ切り落としてこいといつたような体の査定のやり方というものは、厳に排除してもらわなければ、とうてい改良復旧というものは望み得くもないと考えますので、その点について、これは大臣にお伺いしておきたいと思います。

あわせて、農林大臣もお見えになりましたので、農林関係についてもその点についてお伺いをいたしましたが、

○村上國務大臣 査定につきましては、御指摘のように、昭和二十八年の大災害のあと、査定額が、建設省の査定、大蔵省の査定というようなことで非常に問題になりました。その後は、建設省で査定する場合には大蔵省が立ち会つて現地で査定しておりますので、今日の査定が、再査定においてそんなに変わることとは、私ども考えておりません。

○福田國務大臣 農林関係の予算につきましては、当初進度率といいますか、年次計画は三・五・二と二・二・

四・二の二つの基準でやつております。その基準に基づきまして、激甚地の割合が、農地及び農業用施設につきましては、大体六割というところで予算はできている次第でございます。その割合が、その基準につきまして今回変更があつた割合ですが、その変更になりますと、町村によつていろいろ率等は違つておると思いますが、具體的にはどうなるか、それはそれで、実際に言つて、政府部内も一般の人も認めた結果、農地及び農業用施設における予備費から支出することに相なります

が、その増加所要額は、先ほど申し上げました三・五・二と、それから二・

二・四・二の平均の二五%の進度と

いうことで計算して、さようなことにならぬ次第でございます。再査定いたしまして事業計画に変更を来たすよう

なことはございません。

○辻原委員 次の問題に移りますが、いま一つ今後の災害の復旧について障害となつておる問題は、過年度災であ

るうと思ふのですが、それはその町村においては、御承知のように、昨今の財政事情から、自己負担でやるといふことはなかなか不可能である。そこに再び今度の災害にあつたというような

ところは、今度の災害については高率の補助が適用されるが、過年度の分については、どうにもならぬという状況に

なつておると私は思います。従つて、この点は自治府にも關係があります

が、結局過年度災に対する起債をかな

り確保していくという道において從来

にいかなければならぬと思うのであ

りますが、農林、建設とも、いわゆる

過年度災についての起債という問題についてどの程度の方針を持っておられるか。もちろん、配分はそれ、具體的になりますと、町村によつていろいろ率等は違つておると思いますが、具體的にはどうなるか、それはそれで、実際に言つて、政府部内も一般の人も認めた結果、農地及び農業用施設における予備費から支出することに相なります

が、その増加所要額は、先ほど申し上げました三・五・二と、それから二・二・四・二の平均の二五%の進度と

いうことで計算して、さようなことにならぬ次第でございます。再査定いたしまして事業計画に変更を来たすよう

なことはございません。

○丹羽政府委員 ただいま辻原委員の御質問でござりますが、確かに仰せの通り過年度災につきましても、許す限りの起債を充当させなければならぬと思っておる次第でございますが、大

きに過ぎません。しかしながら、今度の災害につきましては過年度災に回みたいた特殊と申しますが、非常に被害甚大でございまして、しかも早急に改良復旧をするというようなところにあります。そのワクの許す限り、もうと大きく認めていきたいといつておる方針で進んで参りたいと思っております。本年度の起債のワクにつきましては、それを勘案いたしまして要求しておきたい、こう思つておる次第であります。

○辻原委員 私のお伺いしたのは、今度の災害が来年になつて過年度になる

過年度災についての起債という問題についてどの程度の方針を持っておられるか。もちろん、配分はそれ、具體的になりますと、町村によつていろいろ率等は違つておると思いますが、具體的にはどうなるか、それはそれで、実際に言つて、政府部内も一般の人も認めた結果、農地及び農業用施設における予備費から支出することに相なります

が、その増加所要額は、先ほど申し上げました三・五・二と、それから二・二・四・二の平均の二五%の進度と

いうことで計算して、さようなことにならぬ次第でございます。再査定いたしまして事業計画に変更を来たすよう

なことはございません。

○丹羽政府委員 ただいま辻原委員の御質問でござりますが、確かに仰せの通り過年度災につきましても、許す限りの起債を充当させなければならぬと思っておる次第でございますが、大

きに過ぎません。しかしながら、今度の災害につきましては過年度災に回みたいた特殊と申しますが、非常に被害甚大でございまして、しかも早急に改良復旧をするというようなところにあります。そのワクの許す限り、もうと大きく認めていきたいといつておる方針で進んで参りたいと思っております。本年度の起債のワクにつきましては、それを勘案いたしまして要求しておきたい、こう思つておる次第であります。

○辻原委員 私のお伺いしたのは、今度の災害が来年になつて過年度になる

という問題もありますけれども、従来、おさりになりがちだというの、御指摘の通りでございます。しかしながら、その問題でありますと、たとえば昨年の十七号台風なんというの、もちろん、配分はそれ、具體的にはどうなるか、それはそれで、実際に言つて、政府部内も一般の人も認めた結果、農地及び農業用施設における予備費から支出することに相なります

が、その増加所要額は、先ほど申し上げました三・五・二と、それから二・二・四・二の平均の二五%の進度と

いうことで計算して、さようなことにならぬ次第でございます。再査定いたしまして事業計画に変更を来たすよう

なことはございません。

○丹羽政府委員 ただいま辻原委員の御質問でござりますが、確かに仰せの通り過年度災につきましても、許す限りの起債を充当させなければならぬと思っておる次第でございますが、大

きに過ぎません。しかしながら、今度の災害につきましては過年度災に回みたいた特殊と申しますが、非常に被害甚大でございまして、しかも早急に改良復旧をするというようなところにあります。そのワクの許す限り、もうと大きく認めていきたいといつておる方針で進んで参りたいと思っております。本年度の起債のワクにつきましては、それを勘案いたしまして要求しておきたい、こう思つておる次第であります。

○辻原委員 私のお伺いしたのは、今度の災害が来年になつて過年度になる

過年度災についての起債という問題についてどの程度の方針を持っておられるか。もちろん、配分はそれ、具體的にはどうなるか、それはそれで、実際に言つて、政府部内も一般の人も認めた結果、農地及び農業用施設における予備費から支出することに相なります

が、その増加所要額は、先ほど申し上げました三・五・二と、それから二・二・四・二の平均の二五%の進度と

いうことで計算して、さようなことにならぬ次第でございます。再査定いたしまして事業計画に変更を来たすよう

なことはございません。

○丹羽政府委員 ただいま辻原委員の御質問でござりますが、確かに仰せの通り過年度災につきましても、許す限りの起債を充当させなければならぬと思っておる次第でございますが、大

きに過ぎません。しかしながら、今度の災害につきましては過年度災に回みたいた特殊と申しますが、非常に被害甚大でございまして、しかも早急に改良復旧をするというようなところにあります。そのワクの許す限り、もうと大きく認めていきたいといつておる方針で進んで参りたいと思っております。本年度の起債のワクにつきましては、それを勘案いたしまして要求しておきたい、こう思つておる次第であります。

○辻原委員 私のお伺いしたのは、今度の災害が来年になつて過年度になる

幸いにして人の被害といふものは、きわめて僅少に食いとめられておる。そのことは何かといえば、數次にわたる災害の経験から、そういった点についてかなり以前よりも前進をしておる。その中で特に私が感するのは、今言つたような特に山間部とか、そういう不便なところに通報措置が完備していることである。しかし、まだ今回の災害でも、約一週間程度災害の被害の状況が全然不明であった地域があります。これは探らうにも探りようがない。そういう点で、私は、少なくとも各市町村なり都道府県において、そういう災害時に備え、また災害の事後の復旧等に便宜をはかるために、いわゆる通報施設、こういうものを完備すべきではなかつたか、そのことによつて尊い人命が救われ、被害がある程度僅少に食いとめられるということになれば、かなりの国費を投じてもいいと思う。幸いにして若干の補助がありますが、それが非常に僅少であり、窮屈であるために、思うように設置ができております。この点について、もう少し国が力こぶを入れてやる必要があるのではないか。私は極端なことを言うのじやありませんけれども、災害常襲地帯というようなところは、たとえば都道府県にあっては無線電信等も備え、場合によってはヘリコプターを一台くらい置いて、いち早く出動してどこが水没しているか、どこが孤立しているかといふことも、逐一即刻判明できる措置があればどれだけ助かるか、それを考えるのであります。これは自治庁の所管だけではないかもしませんが、そういう点について、もう少ししさいに検討を加えて、援助を与えるべきでは

す。 す。
ないか、私はこういう意見を持っておられます。一つ最近のあなたの方でやつておられる建設計画に基づく設備状況はどうなのか、またそれによつてかかなりのものが確保できる見込みがあるのか、また、今後もう少し構想を新たにして、町村または都道府県にそういうことを懇意するようなお心組みがあるかどうか、承つておきたいと思ひます。

何よりも大切であります。こういうことは、やはり水防法あるいはまだ災害救助法等の関係もございますので、一體の所管である建設省あるいは厚生省、その他とも十分連絡をとりまして研究していくたい、こう思つておる次第でございます。

て、この内容を高めて、少なくとも被害を受けた小型漁船は、おしなべてこれに対して援助、補助を与えて早期建造させる。三隻に一隻、一体どううふうにして具体的にやるのか、私はわけがわからぬ。多少行政的にみがあるにいたしましても、実際三隻に一隻の割合でやるということになれば、どれをはたしてそれに選別していくか、非常に困難な問題ではないかと思うべつだ。さうつづけて、

が、昨今の非常に景気の悪い沿岸漁業の中では、漁業組合もこれは四苦八労をしております。それに対する保証力、こういったものは皆無である。伺いをすれば、いや、そういう保証要らないのだとおっしゃるわけだ。しかし現実には、どうもお前の漁協は借金ばかりが多くて非常に成績が悪から、これにはあまり融資はやれまい、こういう実情があつて、國ではじごろの幾回ぶつかりで金子を

て、この内容を高めて、少なくとも害を受けた小型漁船は、おしなべて建造させる。三隻に一隻、一体どううふうにして具体的にやるのか、私はわけがわからない。多少行政的にみがあるにいたしましても、実際三隻に一隻の割合でやるということには、どれをはたしてそれに選別していくか、非常に困難な問題ではないかと思うのです。だからその点について、わが党からも、この内容を高めるための所要の法律案を提出いたしておりますが、もう少し実情に即し、実際からいところに手が届いたというふうな、沿岸零細漁民の災害復旧を考えてもらわなければならぬと私は思いますが、もう少し実情に即し、実際から見ての災害復旧は、どちらかといえばおろそかにされたきらいがあるのであります。従来、比較的こういった面についての災害復旧は、どちらかといえばおろそかにされたきらいがあるのではないか、そういうふうに感ずるわけですね。同時に、こういった特別法から除外をされておるいわゆる大型漁船、あるいは先ほども触れられておった保険料は、大臣も御承知の通り、非常に高額であります。そういう点で、高額な保険料を、いわば泣く泣く、不時の災害に加入をしておる漁船、木造船の保険料は、大臣も御承知の通り、非常に高額であります。そういう点で、高額な保険料を納めたために、全然国の援助が受けられぬ。これはあまりにも不公平ではあります。それと、天災融資法、あるいは農林中金、農地公庫等の融資はありました。せんをするか、窓口になつているか、そういう形でやつております。ところ

が、昨今の非常に景気の悪い沿岸漁業の中では、漁業組合もこれは四苦八労しております。それに対する保証力、こういったものは皆無である。伺いをすれば、いや、そういう保証要らないのだとおっしゃるわけだ。しかし現実には、どうもお前の漁協は、それの機関があつて金を貸そうとしているけれども、実際には、ほしいところに行き渡らないという現状がある、こういう点をどうして打開をすか。補助率あるいは償還年限、据置期間、それぞれ法律にはきまつておが、なかなかその通り金が行き渡つてない現状を大臣は御承知かといふとを私は申し上げて、何がし、そういうた今度の特別法による特別補助を受られない、その他多くのいわゆる被漁船に対して、適切なこの融資に対する手を、もう少しお考えいただきたいということを考えるわけであります。その点について、一つ御所見を承つておきたい。

度は共同化の方式、すなわち、共同施設として船を保有しようという者に限りません。その補助をいたす対象につきまして、いろいろ制限がきびし過ぎるじゃないかといふ話でござりまするが、これはここではっきり、どういう制限をするということを、きょうはまだ申し上げられないのです。検討いたしておりますが、お話をどのように、保険に入つておる船は、これは対象にしないのだといふところまで窮屈な考え方はとつております。

それから二十五隻以上、これは二十五隻というが、大体今度の被害における平均被害率でございます。でありますので、大体それ以上のものという範囲を指定するということ、これは適切な考え方ではあるまいかといふうに考えております。そうすると、二十隻以下のはどうするかといふお話をございましょうが、それに対しましては、被害船舶数が、その漁業協同組合の保有する総隻数に対する一定の比率、今七五%といふなお話をございまするが、これもそれほど窮屈には考えていないのです。実情に即した比率にいたすべきものではないかと考えておる次第でございます。さような考え方で、これは相当手広く対象が拡大すると思うのですが、この拡大した対象にもはまらない改正をいたしました。船の取得資金は天災融資法の対象になるということにもいたしましたし、またさらに購入資金につきましても、最高は千万円までも出せるという仕組みになつておるわ

けなんです。こういう制度になつておるけれども、実際には担保能力とかりまして、高率の補助をいたそうといふ仕組みを採用いたしたわけなんあります。その補助をいたす対象につきまして、いろいろ制限がきびし過ぎるじゃないかといふ話でござりまするが、これはここではっきり、どういう制限をするということを、きょうはまだ申し上げられないのです。検討いたしておりますが、お話をどのように、保険に入つておる船は、これは対象にしないのだといふところまで窮屈な考え方があるじやないかといふ話でございますが、いかに考えてみますと、なんとかで、なかなかうまくいかなつきましたは、これは格別な考え方をとらなければならぬと思います。しかし、一般的の資金融資がうまくいけば、これは再建できるのだといふように極力指導をいたしていきたい、かように考えております。

○南條委員長 横山君、関連質問は簡単に願います。

○横山委員 今辻原委員の質問に連いたしまして、簡単に質問いたしました。この堤防は、手でこういうふうにぼろぼろ落ちるんです。こう割りまして今度決壊いたしました二十号や十六号などの決壊口の堤防の一部なんだと思います。この堤防は、手でこういうふうにぼろぼろ落ちるんです。こう割りまして——こういうものです。これはせどりつ大臣お二人、見て下さい。この場所です。

今、辻原委員の御質問を聞いておりますと、河川局長でありましたか答弁をされました。それによりますと、補助事業の報告は一千三十億であるが、従来の進歩率、査定等によつて、これが、従来の経緯がどうなつたか知りませんが、各県から、約七百数十億とわれわれは考える、この基準にしておる数字は、今の御報告でも十月の十八日、最初の基礎は十月の五日でございましたね。そういう途中の数字が使われておるということ、その途中の数字からさらに七五%、さらにはまた、ある場合には七〇%というふうな査定があつて、簡単にぶつた切

りが行なわれていること、さらにこれが現実の問題となつてきますれば、意見にはなりましたけれども、お二人の大臣にお伺いしたい点が三つござります。一つは、本委員会でも予算委員会でも問題になりましたが、一休十月五日なり十月十八日現在で報告を受けて、あとでそれがふえたところをとらなければならぬと思います。しかしこれは、たとえば、私立学校の被害は六億億になつておりますが、六億である。その六億に、文部省は七五%をかけ、さらにそれに、どういうわけだか知らないけれども、七〇%をかけて、三億一千五百万円くらいになる。それに対しても、農林大臣は半分補助をする。だから一千五百円である。それを二年かかってくれるのであるから、本年は七千五百万円くらいである。七億の被害に対してそれくらいの話であるといつて、憤慨をしております。今度激甚地の問題がここで修正をされ、そして私ども大いに叫んだのであります。今農林大臣並びに建設大臣の話を聞きますと、これを改正しても、農地で二億、林道で一千二百萬円でござります、こういふお話をいとも簡単におつしやるのであります。これは大臣、どういう心境であるか知りませんけれども、私どもの感覚から遠いことおびただしいわけではありません。今回の伊勢湾台風の災害というものは、日ごとにちを経るに従つて被害額が増大して参ります。従来と異なるものであります。堤防の質の問題であるばかりでなく、写真でごらんになつたように、表側の海に面しただけやつたのではいけない喫緊せざるを得ない。今回は、そういう堤防を作るようなるばかりでなく、堤防を作るよなことをあります。これは何としても國費の浪費になります。言葉の上でわれわれが尊重して、査定をやつしていくお気持があるか。

第二番目には、査定の問題であります。慣習上、伝統上、従来の行きがかり上査定を画一的にきめるという態度については、この際お考え直しを願つた方がいいのじやなかろうか。現地をお見舞いいたしましたが、そのような落着の上へまた堤防を作るよなことあります。堤防を作るよなことあります。ならば、これは何としても國費の浪費であります。言葉の上でわれわれが原形復旧とか、改良復旧とか言つておりますが、そのような落着の上へまた堤防を作るよなことあります。堤防を作るよなことあります。ならば、これは何としても國費の浪費であります。言葉の上でわれわれが原形復旧とか、改良復旧とか言つておりますが、目で見える改良復旧よりもほんとうに魂のこもった改良復旧をされなければならぬと思ひます。これが現地に乱れ飛んでおりますが、今後堤防、その落石を見ながら、南陽町の人々は一ヶ月有半泥水の中におつたわが現地に乱れ飛んでおりますが、今後改良復旧の考え方についてどうであるか。あるいはもうだれかが聞いたことがあります。私が行きましたら、ど

うぞこれを持つて、この落岩はどうだえと、一つ名古屋弁でやつてちよう、と切実な話を受けました。まさにそれは落岩であります。たなければすぐにこわれるような堤防で、どんなに万里の長城を築きました。これは台風一過ということができると思います。

以上、三つの点について両大臣の誠意ある御答弁をお伺いいたしたいと思ひます。

○村上國務大臣

報告額を査定して、それをどこまでも縮め上げて過小評価

していくということにつきましては、昔はどうか知りませんが、今日では、現地からの報告は台風のはんど直後

でありまして、多分これくらい掘れて

いるだろうということにつきましては、

報告する場合が、今までの例から申し

ますと、多いのであります。しかしな

がら、本省から査定に参りました者は

実際の破堤の深さ、あるいはその延長

というものをちゃんとスケールを当

てりっぱにはかったものであります

て、決してこれは間違いないと私

ども信じております。また間違いが

あっては大へんであります。なお改良

復旧等を要する面につきましては、ま

た別途にこれを検討して改良復旧して

参るのでありますから、今後さような

心配はないものと思います。また、現

地の報告といざか違う点につきまし

ては、まだまだ現地では、極端なこと

を申しますと、これは今回の災害では

ありませんが、幾年か前の災害報告

は、昨晩台風がやんだ、きょうはもう

すでにわが県の災害は、公共土木事業

で百億というような報告もきたことを

私どもは承知いたしておりますので、

この災害報告をそのままうのみにする

わけには絶対にいきません。従いまし

て、これはもう厳格な査定を行なつ

て、そうして改良すべきところは、改

良復旧をやるだけのものをつけていく

ことが妥当であろうと思ひます。これ

はどの地区か私はよく存じませんが、改

かような工事は、昔はどうか知りませ

りあるいは監督なりというものがあり

ますが、今日では、こういう仕事をする

とすれば、これは不正工事であります

から、こういう点については今後十分

厳重な監督をいたしまして、かよくな

ことのないようにならなければならない

と思います。

○福田國務大臣

ただいま建設大臣からお答えいた通りであります。

○南條委員長

本会議の予鈴が鳴ります

したが、そこで、今太田君の通告がございますが、いかがですか、小委員会

で文部、労働等の委員会がございま

から、その方で御質疑になるようなこ

とにできませんか。できたらそうして

いただければ、明後日から小委員会を

開きます。

○太田委員

もう時間がありませんか

ら、そういたしましよう。

○横山委員

簡単に要望だけ申し上げ

ておきます。両大臣のお話につきまし

て、時間がございませんから多くを申

しませんが、どうぞ一つ私が申し上げ

たところを十分にくんでいただき、善

処していただきたいとお願いしておき

ます。

○南條委員長

明後日午前十時から四

つの小委員会を開きまして、慎重な御

審議を願いたいと思います。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時十四分散会

昭和三十四年十一月十七日印刷

昭和三十四年十一月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局